

## 神奈川県道志ダム操作規程

### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)
- 第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則
  - 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 9 条～第 12 条)
  - 第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 13 条～第 18 条)
- 第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 19 条～第 21 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道志ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法並びにダム及び道志調整池 (以下「調整池」という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁相模川水系ダム管理事務所に、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 (以下「主任」という。) 1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 32.8メートル

イ 堤頂の標高 315.8メートル

ウ 越流頂の標高 301.0メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 13.4メートルで幅 9.0メートルのもの 3 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.25メートル

オ 調整ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 4.0メートルで幅 2.0メートルのもの 2 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

カ 計画洪水流量 毎秒 1,100 立方メートル

(2) 調整池

ア 直接集水地域の面積 112.5 平方キロメートル

イ 湛水区域の面積 0.14 平方キロメートル

ウ 最大背水距離 2.0 キロメートル

エ 計画洪水水位 標高 309.3メートル (水位計による表示 -4.70メートル)

オ 常時満水位 標高 314.0メートル (水位計による表示 ±0.00メートル)

カ 最低水位 標高 309.0メートル

キ 有効貯水容量 616.100 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 15.00 立方メートル

(4) 宮ヶ瀬ダムとの連携運用 宮ヶ瀬ダムの管理者が行うダム上流青根地先から宮ヶ瀬ダムへの導水 (以下「道志導水」という。) について、宮ヶ瀬ダムと連携した運用を行

う。

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒90立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれが大いいと認められるに至った時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「貯水位」という。）は、ダム水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量及び当該一定の時間における道志導水量の合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム及び調整池の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第10条 ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持するため必要があるとき。

(3) 第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。

(4) 別に定める事前放流実施要領（以下単に「事前放流実施要領」という。）により事前放流を行うとき。

(5) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

(6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定により行う場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第2に定めるところにより行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐ゲートから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開くものとし、第2号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によつて行うものとする。

- (1) 第2号ゲート
- (2) 第1号ゲート
- (3) 第3号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度を維持するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

6 調整ゲートの操作は、じんあいの処理又は流量の調整をするときに行うものとする。

#### 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも1時間前に別表第3に定めるところにより行うものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から道志橋地点までの道志川の区間について行うものとする。

2 河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流開始約30分前及び放流時
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流により当該地点における道志川水位の上昇が開始されると認められる時の約30分前及び放流時
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における道志川水位の上昇が開始されると認められるときの約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 主任は、ダムの洪水ゲート又は調整ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量、使用水量及び道志導水量
- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電及び道志導水の開始若しくは終了又は使用水量及び道志導水量の変更があつた

ときは、その時刻及びその直後における使用水量及び道志導水量  
(6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況  
(観測、測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行うものとする。

2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表の定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 主任は、ダム又は調整池に関し異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第45条の規定による観測施設、法第46条第2項の規定による通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) 水害が予想される際には、事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

(7) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒時における措置)

第20条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第6号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

(2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

第21条 主任は、洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措

置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行わなければならない。
  - ア 洪水が始まった時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダム洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
  - イ アの規定によりダム洪水吐ゲートを全開した時から流入量が最大となった時を経て、流入量が放流量と等しくなるまでの間、全開を継続すること。
  - ウ イの規定により流入量が放流量と等しくなった時から洪水時が経過するまでの間、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - エ アの規定において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで流入量が最大に達した時は、洪水時が経過するまでの間、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附 則

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 神奈川県道志えん堤操作規程（昭和30年神奈川県企業管理規程第11号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日企業管理規程第2号）  
この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第47号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則（平成13年3月23日企業管理規程第1号）  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月30日企業管理規程第14号）  
この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日企業管理規程第20号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日企業管理規程第4号）  
この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月31日企業管理規程第14号抄）  
（施行期日）

  - 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日企業管理規程第27号）  
この規程は、平成19年3月11日から施行する。

附 則（平成22年3月31日企業管理規程第11号）  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日企業管理規程第4号抄）  
（施行期日）

    - 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

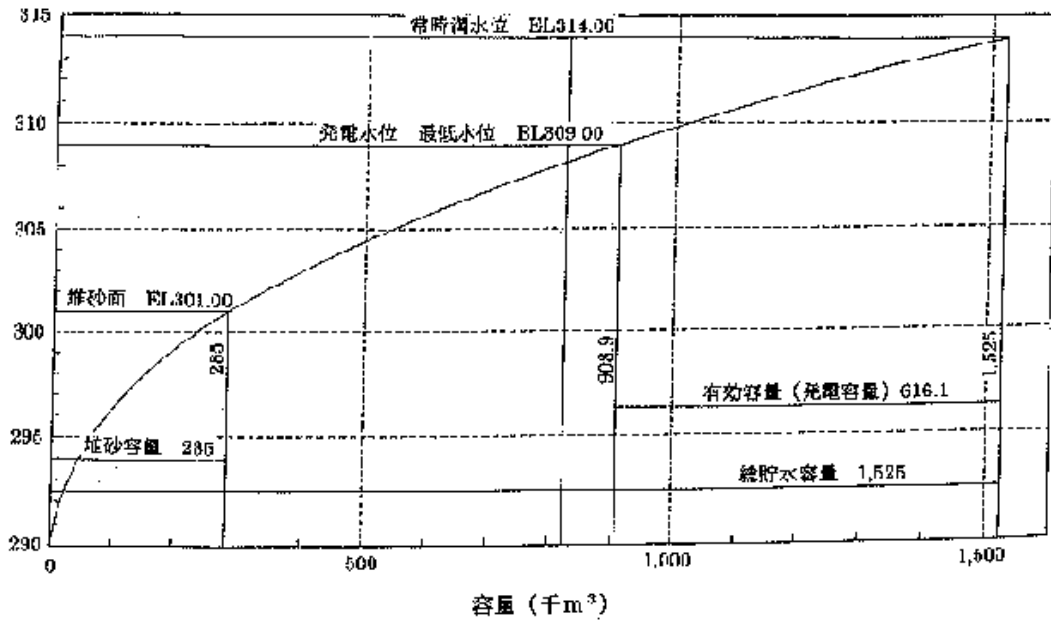
附 則（平成28年11月29日企業管理規程第20号）  
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年8月25日企業管理規程第11号）  
この規程は、公表の日から施行する。

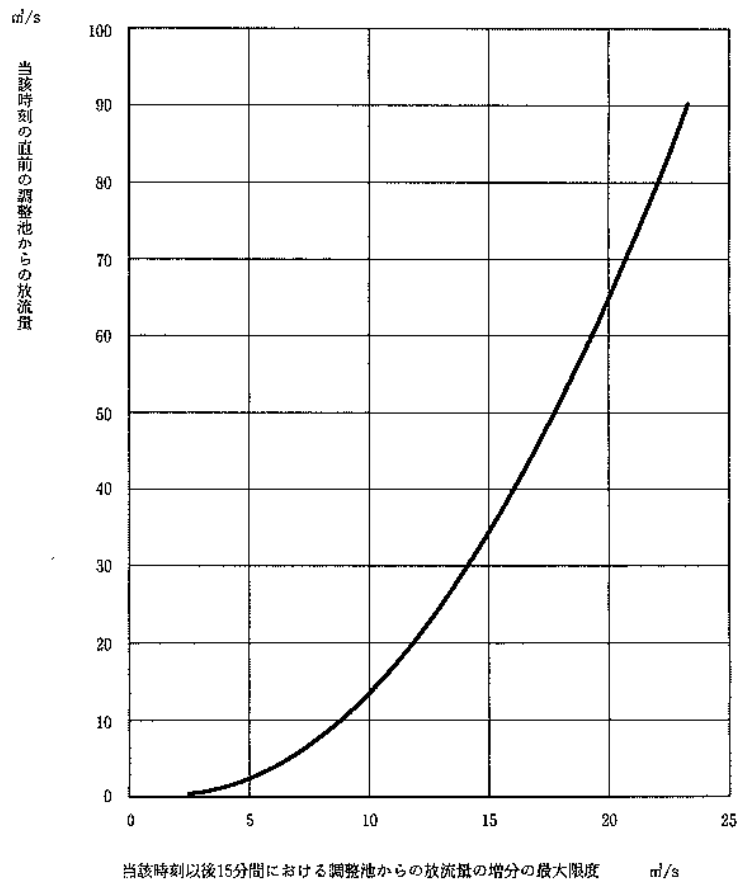
附 則（令和2年11月10日企業管理規程第20号）  
この規程は、公表の日から施行する。

別表第1  
(第8条関係)

水位 (m)



別表第2  
(第11条関係)



別表第3（第13条関係）

通知の相手方		通知又は 連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電話
同	相模川発電管理事務所電力課	
同	発電総合制御所制御課	
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
同	城山ダム管理事務所	
神奈川県津久井警察署長	警備課	
横浜市水道局長	青山水源事務所	
相模原市長	危機管理局緊急対策課	
関東地方整備局京浜河川事務所 所長	管理課	
関東地方整備局相模川水系広 域ダム管理事務所所長	広域水管理・品質確保課	

別表第4（第14条関係）

サイレン の名称	サイレンの位置	サイレンの 構造又は能力	摘要
No. 1	神奈川県相模原市緑区 牧野字長又（道志堰堤上）	3相210V3.7kw	ダムより放流警報スピーカに て放送
No. 2	同 青根	単相100V0.75kw	ダム直下400メートル
No. 3	同 字荒井道下 （道志川右岸）	3相210V3.7kw	荒井バス停北300メートル下 る
No. 4	同 糠又（道志川右岸）	同	第2発電所対岸
No. 5	同 青野原字梶ヶ原 （道志川右岸）	同	伏馬田入口バス停北400メー トル
No. 6	同 字大地 （道志川右岸）	同	長野バス停北600メートル特 別高圧線鉄塔下
No. 7	同 字嵐 （道志川右岸）	同	青野原バス停北500メートル 津久井道志川の家上
No. 8	同 字中前戸（道志川右岸）	3相210V2.2kw	前戸バス停北400メートル
No. 9	同 青山字鮑子平 （道志川右岸）	3相210V1.5kw	鮑子神社西200メートル横浜 市水道局水道取入口上
No.10	同 字山王久保 （道志川右岸）	単相100V0.75kw	横浜市水道局青山水源事務所 横
No.11	同 青山（道志川右岸）	同	弁天橋下流100メートル
No.12	同 三ヶ木（道志川左岸）	同	弁天橋下流800メートル

別表第5（第16条関係）

観測すべ き事項	観測施設			観測の 回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及 び流入量	道志ダム 水位観測所	神奈川県相模原市 緑区牧野	有線テレメータ・自記記録計 付超音波式及びフロート式	常時

水位	両国橋 水位観測所	同 青根	有線テレメータ・自記記録計 付フロート式	同
	大室橋 水位観測所	山梨県南都留郡 道志村	有線テレメータ・自記記録計 付超音波式	同
降水量	道志雨量観測所	神奈川県相模原市 緑区牧野	無線テレメータ・自記記録計 付転倒マス型	同
	石割雨量観測所	山梨県都留市鹿留	同	同
	青根雨量観測所	神奈川県相模原市 緑区青根	同	同
	赤倉雨量観測所	山梨県上野原市秋山	同	同
	大室雨量観測所	同 南都留郡道志村	有線テレメータ・自記記録計 付転倒マス型	同

別表第6（第16条関係）

観測及び測定すべき事項		観測又は測定回数
気象	ダム地点における天気及び気温	毎日
水象	流入量、使用水量及び道志導水量	毎日
	調整池の表面付近の水温及び濁度	週1回
ダムの状況	変形、湧水位（揚圧力）	3月1回
	外観調査（劣化、摩耗、ひび割れ、 漏水及びダム尻洗掘状況）	少なくとも年1回
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも年1回

## 神奈川県玄倉ダム操作規程

### 目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 9 条～第 12 条)

第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 13 条～第 18 条)

第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 19 条～第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、玄倉ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法並びにダム及び玄倉調整池 (以下「調整池」という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 15.0メートル

イ 堤頂の標高 594.0メートル

ウ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 8.3メートルで幅 12.0メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

(ウ) 越流頂の標高 585.0メートル

エ 上部調整ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 2.5メートルで幅 2.0メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

(ウ) 越流頂の標高 590.8メートル

オ 下部調整ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 2.5メートルで幅 2.0メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3メートル

(ウ) 越流頂の標高 584.0メートル

カ 計画洪水流量 毎秒 260 立方メートル

(2) 調整池

ア 直接集水地域の面積 24.5 平方キロメートル

イ 湛水区域の面積 0.011 平方キロメートル

ウ 最大背水距離 0.27 キロメートル

エ 計画洪水水位 標高 590.7メートル (水位計による表示 -2.3メートル)

オ 常時満水位 標高 593.0メートル (水位計による表示 ±0メートル)

カ 最低水位 標高 587.0メートル (水位計による表示 -6.0メートル)

キ 有効貯水容量 42,000 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 2 立方メートル

(洪水及び洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 50 立

方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、又は流入量が毎秒20立方メートル以上である状態、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水が発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「貯水位」という。）は、玄倉調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム及び調整池の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第10条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (2) 第20条第2号及び第3号並びに第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (3) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (4) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第20条第2号及び第3号の規定によりダムの全てのゲートを全開とした時の放流量によつてする場合並びに第21条第1号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによつて行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。

2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によつて行なうものとする。

- (1) 上部調整ゲート
- (2) 下部調整ゲート
- (3) 洪水吐ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- 4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲートは、第10条の規定により放流する場合又はダムゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

#### 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも30分前に別表第1に定めるところにより行うものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から三保貯水池合流地点までの玄倉川の区間についてとるものとする。

- 2 河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約10分間
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約10分間
  - (3) サイレンに併設されたスピーカ放送設備による警告にあつては、ダム放流により当該設備の地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前
  - (4) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測、測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、河川管理者に対し、別表第1 神奈川県知事の部県西土木事務所工務部河川砂防第一課の項の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

#### (予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 次に掲げるものの点検及び整備を行うこと。
  - ア ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）
  - イ 法第45条の規定による観測施設
  - ウ 法第46条第2項の規定による通報施設
  - エ 令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車
  - オ 夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電燈
  - カ アからオまでに掲げるもののほか洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

#### (洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 最大流入量が毎秒20立方メートルを超え、又は超えると予測されたときは、ダムの全てのゲートを全開にして調整池から放流すること。
- (3) 前号の規定により、ダムの全てのゲートが全開に至った時から、洪水警戒時が経過するまでの間は、ダムの全てのゲートを全開とした時の放流量の流水を調整池から放流すること。
- (4) 前2号の規定によつてする調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- (5) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

#### (洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流すること。ただし、調整池からの放流は、ダムの全てのゲートを全開とした時の放流量の流水によつてしている場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてすること。
  - ア 洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、ダムの全てのゲートを全開にして調整池から放流すること。
  - イ アの規定にかかわらず、洪水時に至った時においてダムの全てのゲートを全開にして調整池から放流している場合においては、これを継続すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。

#### 附 則（平成11年3月31日企業管理規程第2号）

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第47号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

#### 附 則（平成15年5月30日企業管理規程第14号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日企業管理規程第22号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日企業管理規程第14号抄）  
（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日企業管理規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日企業管理規程第16号抄）  
（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日企業管理規程第18号）

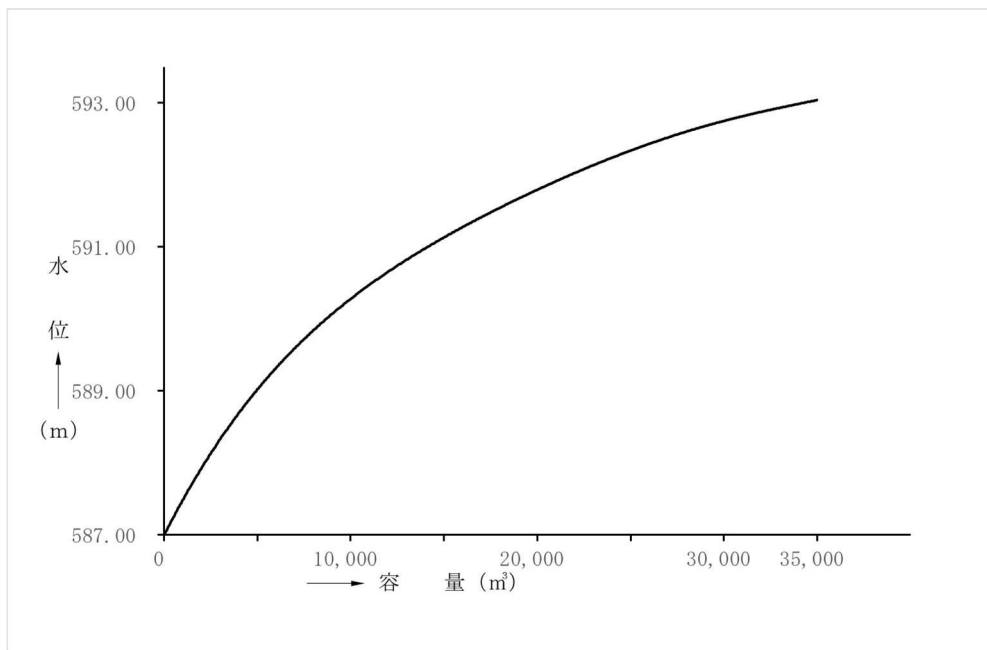
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日企業管理規程第2号）

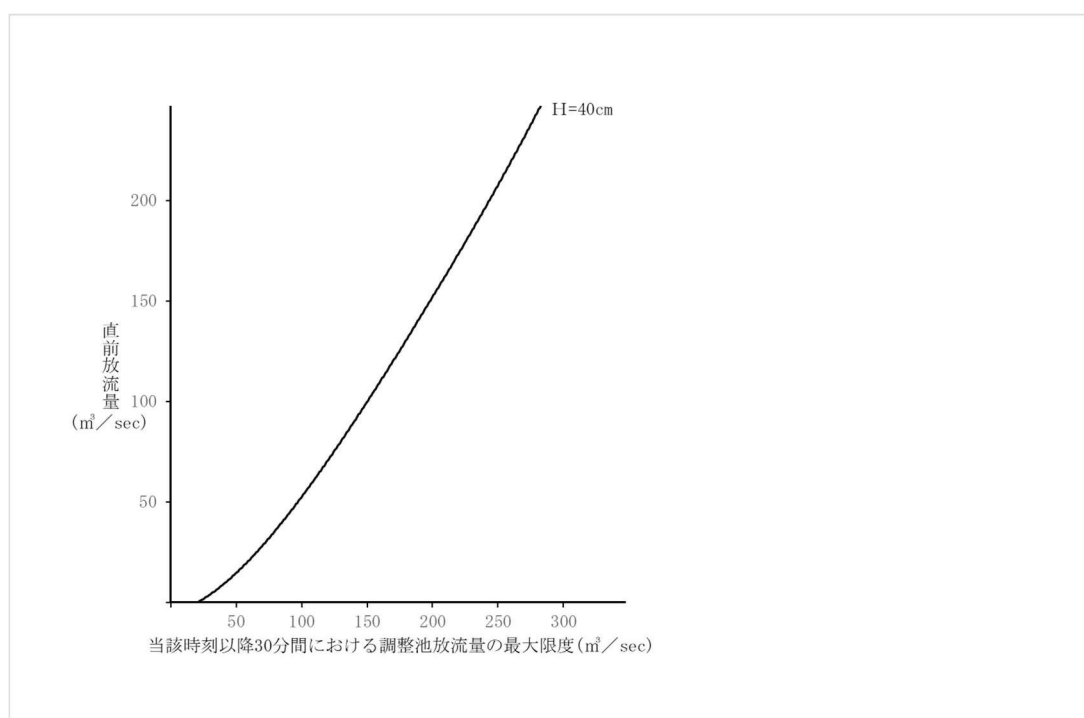
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日企業管理規程第11号）  
この規程は、公表の日から施行する。

別図第1 (第8条関係)



別図第2 (第11条関係)



別表第1（第13条、第18条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電話
神奈川県知事	県西土木事務所工務部河川砂防第一課	
	三保ダム管理事務所	
	県西地域県政総合センター総務部防災課	
	同 足柄上県民・防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	地域防災課	
小田原市長	消防本部情報司令課	

別表第2（第14条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
4-1号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山597の14（玄倉川左岸）	3相200V 2.2kw
4-2号サイレン	同	3相200V 3.7kw
5-1号サイレン	同	3相380V 5.5kw
5-2号サイレン	同 字立間548の1（玄倉川左岸）	3相370V 3.7kw
6-1号サイレン	同 字小畑575のハ（玄倉川左岸）	3相200V 2.2kw
6-2号サイレン	同 字立間575の4（玄倉川左岸）	3相200V 5.5kw
7号サイレン	同 572（玄倉川左岸）	同

別表第3（第16条関係）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	玄倉調整池水位観測所	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山597の14	有線テレメータ・自記記録計付電波式	毎日
降水量	玄倉雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同

別表第4（第16条関係）

観測及び測定をすべき事項		観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日
水象	使用水量	毎日
調整池内及びその末端付近のたい砂の状況		少なくとも毎年1回

## 神奈川県熊木ダム操作規程

### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)
- 第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則
  - 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 9 条～第 12 条)
  - 第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 13 条～第 18 条)
- 第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 19 条～第 21 条)
- 附則

### 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊木ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法並びにダム及び熊木調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁利水局酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者（以下「主任」という。）1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) ダム

ア 高さ 15.0 メートル

イ 堤頂の標高 777.0 メートル

ウ 越流頂の標高 770.0 メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 6.3 メートルで幅 10 メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3 メートル

オ 調整ゲート

(ア) 上部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.07 メートルで幅 2.14 メートルのもの 1 門

(イ) 下部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.55 メートルで幅 2.13 メートルのもの 1 門

カ 計画洪水流量 毎秒 130 立方メートル

#### (2) 調整池

- ア 直接集水地域の面積 17.8 平方キロメートル
- イ 湛水区域の面積 0.016 平方キロメートル
- ウ 最大背水距離 0.18 キロメートル
- エ 計画洪水位 標高 773.8 メートル (水位計による表示 2.2 メートル)
- オ 常時満水位 標高 776.0 メートル (水位計による表示±0 メートル)
- カ 最低水位 標高 772.0 メートル (水位計による表示-4.0 メートル)
- キ 有効貯水容量 38,000 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 2 立方メートル

(洪水及び洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 35 立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第 7 条 調整池の水位 (以下「貯水位」という。) は、熊木調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第 1 により求め、これを差引計算して算定するものとする。

## 第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則

### 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第 9 条 調整池における流水の貯留は、第 21 条第 1 号の規定により調整池に流水を貯留す

る場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第 10 条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。

- (1) 第 21 条第 1 号の規定により調整池から放流するとき。
- (2) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第 11 条 調整池からの放流は、第 21 条第 1 号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第 2 に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

第 12 条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成するゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、右岸に最も近いものから左岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。

2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序により行なうものとする。

- (1) 上部調整ゲート
- (2) 下部調整ゲート
- (3) 洪水吐ゲート

3 前項の場合におけるゲートの 1 回の開閉の動きは、1 メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第 9 条の規定により貯留の最高限度を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

#### 第 2 節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第 13 条 法第 48 条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも 30 分前に別表第 3 に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第 14 条 法第 48 条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から玄倉ダム地点までの玄倉川の区間について行なうものとする。

2 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）第 31 条の規定による警告は、別表第 4 に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行なうものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約 10 分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約 10 分間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

（ダムの操作に関する記録の作成）

第 15 条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第 48 条の規定による通知及び令第 31 条の規定による警告の実施状況

（観測、測定等）

第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 5 に定めるところにより行なうものとする。

2 主任は、法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 6 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第 6 に掲げる事項のうち、ダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 主任は、法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

（点検、整備等）

第 17 条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その

影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第 18 条 主任は、ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

### 第 3 章 洪水における措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第 19 条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第 45 条の規定による観測施設、法第 46 条第 2 項の規定による通報施設、令第 31 条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒時における措置）

第 20 条 主任は、洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水時における措置）

第 21 条 主任は、洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において行なわなければならない。
  - ア 洪水が始まった時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
  - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開した時から、流入量が最大となつた時を経て貯水位が常時満水位に達するまでの間、全開を継続すること。

ウ イの規定による措置により常時満水位に達した時から流入量が毎秒2立方メートルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に達した時以後においては、アからウまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日企業管理規程第2号）

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第47号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日企業管理規程第21号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日企業管理規程第14号抄）

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日企業管理規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

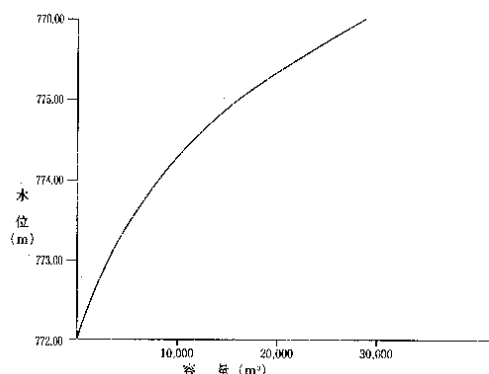
附 則（平成24年3月31日企業管理規程第17号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

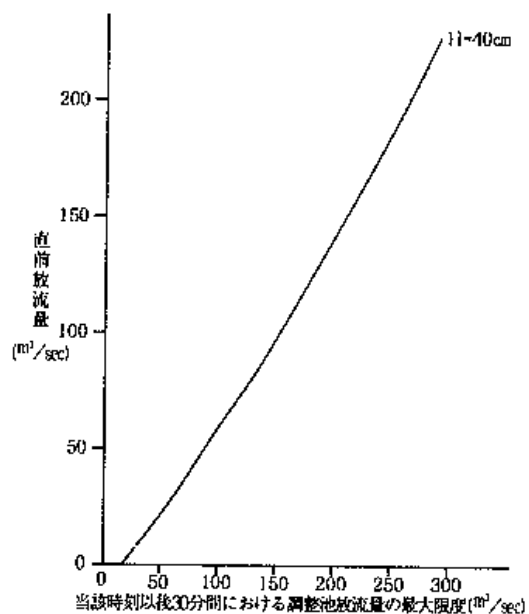
附 則（平成26年3月11日企業管理規程第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1（第8条関係）



別表第2（第11条関係）



別表第3（第13条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電 話
神奈川県知事	県西土木事務所工務部河川砂防第一課	
同	三保ダム管理事務所	
同	県西地域県政総合センター総務部安全防災課、県西地域県政総合センター総務部足柄上県民・安全防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	総務防災課	
小田原市長	消防本部情報指令課	

別表第4（第14条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造 又は能力
1号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 597 の 17（玄倉川左岸）	3相 200V 2.2kw
2号サイレン	同 大ノ山 597 の 16（玄倉川左岸）	同
3-1号サイレン	同	3相 200V 3.7kw
3-2号サイレン	同	3相 200V 2.2kw
3-3号サイレン	同	同

別表第5（第16条関係）

観測すべき 事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び 流入量	熊木調整池水位 観測所	神奈川県足柄上郡山北町 玄倉字大ノ山 597 の 17	有線テレメータ・自記記録 計付超音波式	毎日
降水量	熊木雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録 計付転倒マス型	同

別表第6（第16条関係）

観測及び測定をすべき事項		観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日
水象	使用水量	毎日
調整池内及びその末端付近のたい砂の状況		少なくとも毎年1回

## 寒川取水施設管理規程

### 第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規定は、寒川取水施設（以下「取水施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものである。

（管理責任者）

第2条 取水施設の管理責任者は、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長（以下「所 長」という。）とする。

（管理すべき施設）

第3条 この規定により、管理すべき施設は、別表第1に掲げるものとする。

（取水施設の目的）

第4条 取水施設の目的は、上水道用水及び工業用水の取水を目的とする。

### 第2章 取 水 位 等

（取水位）

第5条 取水位は、出水時及び洪水時を除き標高5.15メートルを最高とする。

（取水位の測定）

第6条 取水位は、取水堰上流右岸に取り付けられた水位計により測定するものとする。

### 第3章 出水時及び洪水時における措置

（出水及び洪水）

第7条 この規程において「出水」とは、取水堰地点への流入量が毎秒150立方メートル以上、2100立方メートル未満における当該流水をいい、「洪水」とは、取水堰地点への流入量が毎秒2100立方メートル以上における当該流水をいう。

また、「出水時」及び「洪水時」とは出水または洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒体制）

第8条 所長は次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
- (2) 城山ダムからの放流が予想されるとき。
- (3) その他、洪水警戒体制をとる必要があるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第9条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとったときは直ちに次の各号に定める措置を

とらなければならない。

- (1) 神奈川県城山ダム管理事務所及びその他の関係機関との連絡及び情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械等の点検及び整備、その他取水堰の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

#### 第4章 放流の原則

(放流)

第11条 所長は、取水堰から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。ただし流入量が急激に増加している場合、その他やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(下流責任放流量)

第12条 取水堰から下流への放流量は、毎秒8立方メートル以上にしなければならない。

(放流に関する通知等)

第13条 所長は、放流により下流の水位が急激に上昇すると認められるときは、これによって生ずる危害を防止するため関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとるものとする。

#### 第5章 ゲートの操作

(ゲートの操作)

第14条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ゲートから放流することができる。

- (1) 出水時及び洪水時。
- (2) 水位を維持する必要があるとき。
- (3) 点検及び整備等のため必要なとき。
- (4) その他必要と認めたとき。

#### 第6章 点検整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、堰に係わる施設等を常に良好な状態に保つために点検及び整備を行わなければならない。

(調査又は測定)

第16条 所長は、別表第2に掲げる事項の項目について調査及び測定を行いものとする。

## 第7章 記 録 等

(操作に関する記録)

第17条 所長は、取水堰のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況。
- (2) 操作したゲートの名称、ゲート操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動。
- (3) 第13条の規定による通知に関する事項。
- (4) その他特記すべき事項。

(調査結果の記録)

第18条 所長は、第16条の規定により行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第19条 所長は、取水堰管理月報及び取水堰管理年報を作成しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成15年1月29日付け国関整水第100号の2水利使用規則第9条の規定により河川管理者の承認を受けた日から施行する。

### 別表第2

#### 調査及び測定事項

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 候	水 象	水 位
	気 圧		流 入 量
	気 温		放 流 量
	風 向		取 水 量
	風 速		水 温
	降 水 量	そ の 他	堆 砂 (3年毎)

## 別表第1

## 管理すべき施設

施設名	概要
1 取水堰	位置 (左岸) 神奈川県高座郡寒川町宮山字十二天3175番の54ほか (右岸) 神奈川県平塚市田村字天神下6772番地の5ほか 高さ 6.0m 長さ 270m
(1) 制水ゲート	鋼製ローラーゲート 高さ 2.5m 幅 20.0m 3門
(2) 土砂吐ゲート	鋼製ローラーゲート 高さ 3.0m 幅 13.0m 1門
(3) 取水堰越流部	越流部越流頂高 標高 5.0m
2 取水口	位置 (左岸) 神奈川県高座郡寒川町宮山字十二天4766番の411地先 幅 20.0m
(1) 取水ゲート	(共同) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.5m 幅 2.3m 2門 (高度) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.3m 幅 3.3m 2門
(2) 土砂吐ゲート	
ア スクリーン	鋼製傾斜格子型スクリーン 1式
イ 自動除塵機	5台
3 導水路	(共同) 高さ 2.5m 長さ 308.837m 幅 2.3m 2連箱型 (高度) 高さ 2.3m 長さ 292.752m 幅 3.3m 2連箱型
(1) 堤防前ゲート	(高度) 鋼製ローラーゲート 高さ 2.3m 幅 3.3m 2門
4 沈砂池	(共同) 長さ 75.6m 幅 40.5m 2連 (高度) 長さ 105.7m 幅 40.4m 2連
5 監視装置	データ受信装置 1式 気象観測装置 1式
6 堆砂処理装置	天日乾燥床 12池 吸砂装置 2台
7 電源設備	商用電源 3.3kV受電 予備電源 3.3kV 100kVA 1台 200V 100kVA 1台

## 二ヶ領用水水門操作協約

### 第1章 総 則

第1条 この協約は昭和24年6月15日の協定（以下「協定」という。）の趣旨に基づいて現地の状況に即応し円滑なる取水を行うと共に治水の完璧を図ることを目的とする。

第2条 この協約に於て「水門」とは二ヶ領用水の取水口水門及び堰提放水門をいう。

第3条 この協約於て関係者とは建設省、東京都及び神奈川県をいう。

第4条 協定及びこの協定の確実な実施については関係者は各々緊密な連絡を図るとともに最善の努力を払わなければならない。

### 第2章 管 理

第5条 水門の操作は協定及び協約に基づいて稲毛、川崎二ヶ領用水の管理者（以下「用水管理者」という。）である川崎市長がこれを行う。

第6条 用水管理者は予め水門看守員を定めこれを関係者に届出なければならない。

第7条 用水管理者は水門操作に要する材料、器具及び器材の種類及び数量を定めこれを一定個所に常置しなければならない。

第8条 出水及び濁水の場合は用水管理者は臨機の処置をとると共に速やかにこれを関係者に報告しなければならない。

2 事故又は故障によって水門操作不能の場合は前項に準じて処置しなければならない。

第9条 用水管理者は毎年3月及び7月の2回に亘り関係者立会の上水門操作の点検を受けなければならない。

### 第3章 取 水

第10条 取水の流量配分は「協定」による。

第11条 管及び駒井の河川の表流量並びに二ヶ領用水の取水量は流速計を用いた実測法によるものとする。

第12条 前条に定めるもののほか取水量については、建設省の実測により関係者の承認を得た場合は流量曲線による方法をとることができる。

第13条 濁水の場合は管地先表流量が毎秒56立方メートルに達した時建設省より関係者に通達し以後は「協定」に基づいて処理しなければならない。

#### 第4章 出水時の処置

第14条 出水又はそのおそれのある場合は建設省の指示により用水管理者は遅滞なく堰提放水門を開いて治水に支障ないように処理しなければならない。

#### 第5章 費用負担及び義務

第15条 この協約に定めるものの内水位流量の観測に要する費用については東京都及び神奈川県がこれを負担しなければならない。

第16条 水門の操作不良のため河川の付属物及び河川の工作物に著しく損害を与えた場合は用水管理者はその責を負わなければならない。

#### 第6章 雑 則

第17条 この協約の変更及び追加を要する場合は関係者の協議決定を経なければならない。

#### 附 則

この協約は昭和24年8月15日より実施する。

協約者 東京都知事  
安 井 誠一郎

協約者 神奈川県知事  
内 山 岩太郎

立会者 建設省関東地方建設局長  
井 上 清太郎

## 飯泉取水施設管理規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 取水方法（第4条～第6条）
- 第3章 出水時及び洪水時における措置（第7条～第10条）
- 第4章 ゲートの操作（第11条～第14条）
- 第5章 点検整備等（第15条・第16条）
- 第6章 記録等（第17条～第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規程は、飯泉取水施設（以下「取水施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （管理すべき施設）

第2条 この規程により管理すべき施設は、別表第1に掲げるものとする。

##### （取水施設の目的）

第3条 取水施設の目的は、上水道用水の取水を目的とする。

#### 第2章 取水方法

##### （取水の原則）

第4条 取水施設の操作は、次の各号によるものとする。

- (1) 神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）及び小田原市の上水道用水として、毎秒最大19.31立方メートルを取水する。
- (2) 取水ぜきから下流に常時毎秒1.48立方メートル以上を放流する。

##### （取水位）

第5条 取水ぜきの取水のための水位（以下「取水位」という。）は、T.P.8.4メートルとする。

2 取水位は、取水ぜき上流左岸に取付けられた水位計により測定するものとする。

##### （取水量の調節及び計量）

第6条 取水量の調節は、導水ポンプによって行うものとする。

#### 第3章 出水時及び洪水時における措置

##### （出水及び洪水）

第7条 この規程において「出水」とは、取水ぜき地点への流入量が毎秒200立方メートル以上800立方メートル未満の場合における当該流水をいい、「洪水」とは、取水ぜき地点への流入量が毎秒800立方メートル以上の場合における当該流水をいう。

##### （洪水警戒体制）

第8条 飯泉取水管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が当該地域について発せられたとき。
- (2) 神奈川県三保ダム管理事務所長が第2洪水警戒体制をとったとき。

(3) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター水防支部（土木センター内）、神奈川県三保ダム管理事務所、横浜地方气象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 洪水時において操作する必要があると認められる設備の点検（予備電源設備等の試運転を含む。）及び整備を行うこと。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水警戒体制を持続する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除する。

#### 第4章 ゲートの操作

(ゲートの名称)

第11条 取水ぜきのゲート（以下「ゲート」という。）は、左岸側にあるものから順次1号ゲート、土砂吐ゲート、魚道ゲート、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート、7号ゲート及び8号ゲートというものとする。

(ゲートの操作)

第12条 所長は、取水位を保つことができないときは、流水に支障を与えないようにゲートの操作を行わなければならない。

2 飯泉取水ぜきの流入量が毎秒1,000立方メートル以上の場合はゲートを全開にしておかなければならない。

3 所長は、次の各号の場合においては、ゲートの操作を行うことができる。

(1) 点検整備等のため必要なとき。

(2) その他必要と認めたとき。

(ゲートの操作方法)

第13条 魚道ゲート及び土砂吐ゲートを除くゲートの操作順序は、開門の場合は、2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート、7号ゲート、8号ゲート及び1号ゲートとし、閉門は開門の逆順とする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。

2 前項の場合における2号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、5号ゲート、6号ゲート及び7号ゲートの1回の開閉の動きは、1.0メートルを越えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合、その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(危害防止のための措置等)

第14条 所長は、洪水時において、ゲートを操作するときは、これによって生ずる危害を防止するため関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置をとるものとする。

2 所長は、出水時等、前項以外の場合において、ゲートを操作することによって危害を生ずるおそれがあると認められる場合は、一般に警告する。

#### 第5章 点検整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、取水ぜき、取水口、ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両、その他これらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特に予備電源については適時試運転を行わなければならない。

(調査及び測定)

第16条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し、同表の項目について調査及び測定を行うものとする。

#### 第6章 記録等

(操作に関する記録)

第17条 所長は、取水ぜきのゲート操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 操作したゲートの名称、操作の開始及び終了の年月日及び時間、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動状況
- (3) 第14条の規定による通知に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(調査結果の記録)

第18条 所長は、第15条の規定により行った点検及び整備の結果並びに第16条の規定により行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(管理年報の作成)

第19条 所長は、毎日の取水位、取水量、流入量及び下流放流量を年報に取りまとめ、翌年1月31日までに河川管理者に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(昭和49年3月28日神奈川県指令第395号)
- 2 この規程のうち、酒匂ダム管理事務所長(仮称)に関する事項は、酒匂ダム(仮称)が完成するまでの間適用しない。
- 3 第4条第1項に規定する取水量は、酒匂ダム(仮称)が完成するまでの間、河川管理者と協議して定める。

附 則(昭和54年企管規程第11号)

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(昭和54年10月8日神奈川県指令河第203号)

附 則(昭和60年企管規程第8号)

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(昭和60年9月24日神奈川県指令河第217号)

附 則(平成7年企管規程第2号)

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(平成7年4月5日神奈川県指令河第14-4号)

附 則(令和元年企管規程第3号)

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。(令和2年1月22日神奈川県指令河第1897号)

附 則（令和 6 年企管規程第 3 号）

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。（令和 6 年10月21日神奈川県指令河第1160号）

## 別表第1

## 管 理 す べ き 施 設

名 称 飯泉取水施設

酒匂川左岸

小田原市中新田字押河原304番地先

酒匂川右岸

小田原市扇町33-1番地先

区 分	概 要
1 取水ぜき	鉄筋コンクリート 1号～9号せき柱 全可動せき 提頂長 342.5m
(1) ゲート	
ア 洪水吐ゲート (1号～8号)	油圧駆動式フラップゲート(1号及び8号) 純径間36.0m 扉高1.7m 2門 鋼製ローラーゲート(2号～6号) 純径間34.0m 扉高2.4m 5門 鋼製ローラーゲート(7号ゲート) 純径間34.0m 扉高3.4m 1門
イ 土砂吐ゲート	フラップゲート付ローラーゲート ／上段扉 純径間10.0m 扉高1.2m／下段扉 純 径間10.0m 扉高2.2m／ 1門
ウ 魚道ゲート	油圧駆動式フラップゲート 純径間8.0m 扉高0.95m 1連
(2) 付属設備	
ア 管理橋	鋼床板単純箱桁 有効幅員 2.1m 9連 延長 331.7m
イ 魚道	幅 10.0m 総高低差 2.4m
ウ 水位計	電波式水位計 1式
エ 照明設備	照明設備 1式
オ テレビ設備	テレビ設備 1式
カ 警報設備	警報設備 1式
(3) 護床及び護岸	
ア 護 床	上流 6,400m <sup>2</sup> 下流 16,360m <sup>2</sup>

区 分	概 要
イ 護 岸	左岸 上流 268m 下流 129m 右岸 上流 481m 下流 126m
ウ 管理道路 2 取水口	幅5.5m 延長425.0m (左岸取水口前) 取水口本体 鉄筋コンクリート造り 全幅43.2m 奥行17.5m 取水ゲート 純径間4.5m 扉高1.5m 8門 スクリーン 1面 幅41.6m 斜長3.14m
3 沈砂池	鉄筋コンクリート造り 取付部 幅10.6~19.5m 深2.6~6.1m 延長40.0m 4槽 本体 幅19.5m 延長70.0m 深6.0~6.1m (有効水深) 4.5m 4槽 除塵設備 1式
4 ポンプ設備 (1) 導水ポンプ ア 企業団分	型式 両吸込横型渦巻ポンプ 揚水量362m <sup>3</sup> /分/台 全揚程82m 出力 6,500kW/台 台数 4台 (うち予備1台)
イ 小田原市分	型式 両吸込多段ポンプ 揚水量 20.8m <sup>3</sup> /分/台 全揚程 23.0m 出力 110kW/台 台数 5台 (うち予備1台)
(2) 計量設備 ア 企業団分	型式 電磁流量計 口径 2,400mm 台数 1台 型式 超音波流量計 口径 2,400mm 台数 1台

区 分	概 要
イ 小田原市分  5 操作設備等	型式 電磁流量計 口径 800mm 台数 1台 取水ぜきの操作に必要な設備（予備電源設備を含む。）及び 通信警報設備等

別表第2

調 査 及 び 測 定 項 目

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 候 気 温 降 水 量 風 向 風 速 風 圧	そ の 他	河床変動 洪水被害 その他
		効 果	取水量
水 象	水 位 流 入 量 下 流 放 流 量 水 温 水 質		

## 相模取水施設管理規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 取水方法（第7条～第9条）
- 第3章 出水時及び洪水時における措置（第10条～第13条）
- 第4章 ゲートの操作（第14条～第16条）
- 第5章 取水樋管川表及び川裏ゲート並びに雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートの操作（第17条・第18条）
- 第6章 点検整備等（第19条・第20条）
- 第7章 記録（第21条・第22条）
- 第8章 雑則（第23条）
- 附則

## 第1章 総 則

### （趣旨）

第1条 この規程は、相模川水系相模川における水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条第1項及び第55条第1項の許可（相模取水施設）（平成7年5月12日付建設省関地河調発第18号）に係る水利使用規則第9条第1項の規定に基づき、相模取水施設（別表第1に定める施設をいう。以下「取水施設」という。）の管理及び操作の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

### （管理すべき施設）

第2条 この規程により管理すべき施設は、別表第1に掲げる施設とする。

### （ゲートの名称）

第3条 相模大堰（以下「堰」という。）に設置されたゲートの名称は、左岸側にあるものから順次、左岸呼び水ゲート、左岸魚道ゲート、土砂吐ゲート、左岸調節ゲート、洪水吐1号ゲート、洪水吐2号ゲート、洪水吐3号ゲート、洪水吐4号ゲート、右岸調節ゲート、右岸呼び水ゲート及び右岸魚道ゲートとする。

2 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートは、上段扉及び下段扉からなる。

### （取水施設の目的）

第4条 取水施設の目的は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）と横須賀市の水道用水の取水とする。

### （管理責任者）

第5条 取水施設の管理責任者は、別表第1に掲げる施設のうち企業団と横須賀市が共有する施設及び企業団が所有する施設については、社家取水管理事務所長（以下「所長」という。）とし、横須賀市が所有する施設については、同市上下水道局有馬浄水場長とする。

### （管理責任者の職務）

第6条 管理責任者は、各々の職員を指揮監督し、河川に関する法令及び水利使用規則のほか、この規程に定めるところにより取水施設を管理するものとする。

## 第2章 取水方法

(取水量)

第7条 企業団の取水量は、毎秒最大 7.19立方メートルとし、横須賀市の取水量は、毎秒最大0.916立方メートルとする。

(取水位)

第8条 堰の取水のための水位（以下「取水位」という。）は、T.P.+10.00メートルとする。

2 取水位は、堰上流左岸に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(取水量及び放流量の調節等)

第9条 取水量の調節は、企業団は導水ポンプの台数及び回転数により行い、横須賀市は導水ポンプの台数により行うものとする。

2 企業団及び横須賀市は、取水量の計算をそれぞれが所有する電磁流量計により行うものとする。

3 堰への流入量は、堰からの下流放流量及び取水量により算定するものとする。

4 下流放流量は、寒川取水堰地点において必要とする流量とし、通常時における放流量の調節は、左右岸呼び水ゲート並びに土砂吐ゲート及び右岸調節ゲートの上段扉の操作により行うものとする。

5 放流量は、取水位とゲート開度の相関により算定するものとする。

## 第3章 出水時及び洪水時における措置

(出水及び洪水)

第10条 この規程において、「出水」とは、堰地点への流入量が毎秒130立方メートル以上900立方メートル未満の場合における当該流水をいい、「洪水」とは、堰地点への流入量が毎秒900立方メートル以上の場合における当該流水をいう。

(洪水警戒体制)

第11条 所長は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が当該地域について発せられたとき。
- (2) 神奈川県城山ダムからの放流が予想されるとき。
- (3) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 国土交通省京浜河川事務所、国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県厚木土木水防支部（土木事務所内）、横浜地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 洪水時において操作する必要があると認められる設備、機械、器具等の点検（自家発電設備等の試運転を含む。）及び整備を行うこと。

2 前条及び前項に規定する洪水警戒体制に必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。  
(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を持続する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第4章 ゲートの操作

(ゲートの操作)

第14条 所長は、取水位T. P. + 10.00メートルを保つようにゲートの操作を行うものとする。

2 所長は、取水位がT. P. + 10.00メートルを越え、前項に規定するゲートの操作によってこの水位を保つことができない場合は、全ゲートを全開するものとする。

3 所長は、前2項に規定するもののほか、次の各号の1に該当する場合において、ゲートの操作を行うことができる。

(1) 点検整備等のために必要なとき。

(2) その他必要と認めるとき。

(ゲートの操作方法)

第15条 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートの上段扉の操作順序は、原則として次の各号に定めるとおりとする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。

(1) アユの降下期

開門の場合においては、右岸調節ゲート、左岸調節ゲート、土砂吐ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。

(2) アユの遡上期及びその他の時期

開門の場合においては、土砂吐ゲート、右岸調節ゲート、左岸調節ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。

2 前項各号に定める時期については、相模川漁業協同組合連合会と協議して定めるものとする。

3 土砂吐ゲート及び左右岸調節ゲートの下段扉並びに洪水吐各ゲートの操作順序は、開門の場合は土砂吐ゲート、右岸調節ゲート、左岸調節ゲート、洪水吐4号ゲート、洪水吐3号ゲート、洪水吐2号ゲート及び洪水吐1号ゲートの順とし、閉門の場合においては、開門の逆とする。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、各ゲートの1回の開閉の動きは、1.0メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加しているときその他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(危害防止のための措置等)

第16条 所長は、出水時又は洪水時において、ゲートを操作するときは、これによって生ずる危害を防止するため関係機関に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置をとるものとする。

2 所長は、前項以外の場合において、ゲートを操作することによって危害を生ずるおそれがあると認められるときは、一般に警告するものとする。

3 放流警報設備、放流警報の方法、警報掲示板等については、企業長が別に定めるものとする。

## 第5章 取水樋管川表及び川裏ゲート並びに雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートの操作

(川表及び川裏ゲートの操作)

第17条 川表ゲートは、河川水位が上昇した場合、沈砂池との水位調整を行うために開度調節を行うものとする。

2 川裏ゲートは、通常全開状態とし、維持管理、緊急時その他必要な場合に全閉する。

(雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートの操作)

第18条 雨水排水樋管及び仔アユ帰還用水路のゲートは、原則として、通常は全開にしておくものとするが、河川水位が計画高水位に達したときは、全閉しなければならない。

## 第6章 点検整備等

(点検及び整備)

第19条 所長は、次の各号に掲げる設備、機械等について常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、自家発電設備については適時試運転を行わなければならない。

- (1) 堰
- (2) 取水口
- (3) ゲート
- (4) ゲートを操作するために必要な設備、機械及び器具
- (5) 警報、通信連絡及び観測のために必要な設備
- (6) 警報のために必要な車両
- (7) 前各号の設備、機械等の管理に必要な資材

(調査及び測定)

第20条 所長は、別表第2に掲げる事項に関し、同表の項目について調査及び測定を行うものとする。

## 第7章 記 録

(操作に関する記録)

第21条 所長は、堰のゲート操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作したゲートの名称、操作の開始及び終了の年月日及び時間、ゲートの開度並びにゲートの操作による放流量及び水位の変動状況
- (2) 第16条第1項の規定による通知に関する事項
- (3) 気象及び水象の状況
- (4) その他特記すべき事項

(点検結果等の記録)

第22条 所長は、第19条の規定により行った点検及び整備の結果並びに第20条の規定により行った調査及び測定の結果を記録しておかなければならない。

## 第 8 章 雑 則

(委任)

第 2 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、河川管理者の承認の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年企管規程第 1 号）

この規程は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の神奈川県内広域水道企業団自家用電気工作物保安規程別表第 2 の規定は、平成 1 2 年 1 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 6 年企管規程第 1 3 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年企管規程第 1 4 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年企管規程第 7 号）

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1（第1条、第2条、第5条関係）

管 理 す べ き 施 設

名称 相模取水施設

相模川左岸 海老名市社家字湘築4617番地

相模川右岸 厚木市岡田5丁目2337番3及び2338番3

1 企業団と横須賀市が共有する施設

区 分	概 要
1 取 水 口	鉄筋コンクリート 幅員 18.0m×延長26.0m
2 取 水 渠	取水渠部 幅3.85m×高さ2.26m～1.873m×長さ55.454m×2連 樋管部 幅3.5m×高さ2.3m×長さ35.066m×2連 (川表ゲート部2連を含む。) 川裏ゲート部 幅3.5m×長さ6.6m×2連 導水渠部 幅3.5m×高さ2.3m×長さ $\left\{ \begin{array}{l} 112.389m \\ 70.489m \end{array} \right\} \times 2$ 連
3 沈 砂 池	鉄筋コンクリート 有効幅員 70.4m (17.6m×4連) 延長 116.0m (有効延長70.0m+移行部46.0m) 深さ 5.0m (有効水深3.5m)
4 吸 水 井	鉄筋コンクリート 幅35.8m×高さ7.0m×長さ11.5m×2連
5 排 砂 設 備	一 式

2 企業団が所有する施設

区 分	概 要
1 取 水 堰	鉄筋コンクリート 1号～8号堰柱 全可動堰 堰長 293.5m (河川幅495m)
(1) ゲ ー ト ア 調節ゲート	フラップゲート付鋼製ローラーゲート 2門 (左岸調節ゲート、右岸調節ゲート) 上段扉 純径間40.0m 扉高0.65m 下段扉 純径間40.0m 扉高2.10m
イ 洪水吐ゲート	鋼製ローラーゲート (1号～4号) 4門 純径間42.0m 扉高2.75m

区 分	概	要
ウ 土砂吐ゲート	フラップゲート付鋼製ローラーゲート 1門 上段扉 純径間21.0m 扉高0.65m 下段扉 純径間21.0m 扉高2.60m	
(2) 付 属 設 備		
ア 管 理 橋	有効幅員3.5m 橋長497.86m	
イ 魚 道	一 式	
ウ 水 位 計	一 式	
エ 照 明 設 備	一 式	
オ 監視用テレビ設備	一 式	
カ 警 報 設 備	一 式	
(3) 水叩き、護床及び護岸		
ア 水 叩 き	上流 20.0m 下流 30.0m	
イ 護 床	上流 40.0m 下流 60.0m	
ウ 高 水 護 岸	上流 左岸 110.0m 右岸 110.0m 下流 左岸 150.0m 右岸 128.8m	
エ 低 水 護 岸	上流 左岸 141.5m 右岸 141.5m 下流 左岸 167.9m 右岸 167.9m	
2 ポンプ設備		
(1) 導水ポンプ	形式 両吸込横型渦巻ポンプ 揚水量139m <sup>3</sup> /分/台 全揚程49m 4台 (内予備1台) 揚水量69.5m <sup>3</sup> /分/台 全揚程74m 3台 (内予備1台)	
(2) 計量設備	形式 電磁流量計 口径 2,000mm 1台 口径 1,100mm 1台 形式 超音波流量計 (バイパス用) 口径 1,350mm 1台 口径 1,000mm 1台	
3 付帯設備	受変電設備 (自家発電設備を含む。)、活性炭注入施設等	

### 3 横須賀市が所有する施設

区 分	概	要
1 導 水 ポ ン プ	形式 両吸込横型渦巻ポンプ 揚水量18.3m <sup>3</sup> /分/台 全揚程36m 3台 (内予備1台) 揚水量9.2m <sup>3</sup> /分/台 全揚程36m 3台	
2 計 量 設 備	形式 電磁流量計 口径 700mm 2台 (内1台バイパス用)	
3 付 帯 設 備	受変電設備等	

別表第2（第20条関係）

調査及び測定項目

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 気 降 水 風 風 向 風 速 気 圧	そ の 他	河 床 変 動 洪 水 被 害 そ の 他
		効 果	取 水 量
水 象	水 流 入 位 下 流 放 流 量 水 温 水 質		

東京都水道局羽村取水堰操作規程（抜粋）

〔 令和6年11月13日 〕  
〔 国関整水第 375号 〕

（堰施設の名称）

第4条 堰施設の名称は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本流左岸側に設置された3門の堰を「投渡堰」といい、左岸側から順次「第1投渡堰」、「第2投渡堰」、「第3投渡堰」という。

（洪水警戒態勢）

第11条 堰の管理に関連のある気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく洪水注意報若しくは洪水警報又は水防法（昭和23年法律第193号）に基づく水防警報が行われ、その他洪水の発生の恐れがあるときは、洪水警戒態勢をとるものとする。

（投渡堰の操作）

第13条 堰の水位がAP+126.494メートル以上になったとき、又はAP+126.494メートル以上になると予想されるときは、次の各号の順序により投渡堰の操作を行うものとする。

- (1) 堰の水位がAP+126.494メートル以上になったとき、又はAP+126.494メートル以上になると予想されるときは、第1投渡堰を払うものとする。
- (2) 前号の措置を行った後において、堰の水位がAP+126.494メートル以上になったとき、又はAP+126.494メートル以上になると予想されるときは、第2投渡堰を払うものとする。
- (3) 前2号の措置を行った後において、堰の水位がAP+126.494メートル以上になったとき、又はAP+126.494メートル以上になると予想されるときは、第3投渡堰を払うものとする。

（危害防止のための通知等）

第15条 第13条の規定により投渡堰の操作をしようとするときは、操作に着手する予定時刻の1時間前までに、操作着手予定時刻及び操作投渡堰名を別表第2に掲げる機関に通知するものとする。

- 2 投渡堰の操作をしようとするときは、あらかじめ放送及びサイレンで一般に警告するものとする。

（投渡堰の仕付け）

第16条 第13条の規定により払った投渡堰の仕付けは、堰地点の水位が、AP+126.494メートル以下に低下した以降で、堰の仕付け及び取水に支障がないことを確認した後に開始するものとする。

- 2 前項の仕付けは、堰の水位がAP+126.494メートルを超えないように仕付けるものとする。

別表第2（第15条関係）

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 1 国土交通省京浜河川事務所管理課           | 17 福生市総務部防災危機管理課       |
| 2 国土交通省多摩川上流出張所             | 18 昭島市総務部防災課           |
| 3 国土交通省多摩出張所                | 19 あきる野市総務部地域防災課       |
| 4 国土交通省田園調布出張所              | 20 警視庁第九方面本部           |
| 5 国土交通省二ヶ領宿河原堰管理棟           | 21 警視庁福生警察署            |
| 6 東京都建設局河川部防災課              | 22 東京都消防庁警防部総合指令室多摩指令室 |
| 7 東京都西多摩建設事務所工事第二課          | 23 東京消防庁福生消防署          |
| 8 東京都西多摩建設事務所福生工区           | 24 東京消防庁福生消防署羽村出張所     |
| 9 東京都北多摩南部建設事務所工事第二課        | 25 秋川漁業協同組合            |
| 10 東京都北多摩北部建設事務所工事第二課       | 26 奥多摩漁業協同組合           |
| 11 東京都南多摩東部建設事務所工事課         | 27 浄水部浄水課              |
| 12 東京都南多摩西部建設事務所工事課         | 28 水源管理事務所技術課          |
| 13 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課       | 29 東村山浄水管理事務所技術課       |
| 14 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター管理課 | 30 水運用センター運用課          |
| 15 川崎市多摩区役所道路公園センター         | 31 東村山浄水管理事務所玉川浄水場     |
| 16 羽村市総務部防災安全課              | 32 東村山浄水管理事務所小作浄水場     |

## 五反田川放水路操作規則

### 目次

- 第一章 総則 (第一条—第四条)
- 第二章 ゲート等施設の操作の方法等 (第五条—第十一条)
- 第三章 警戒体制 (第十二条—第十四条)
- 第四章 雑則 (第十五条—第十八条)

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 神奈川県川崎市多摩区地内、五反田川放水路ゲート等施設 (以下「ゲート等施設」という。) は別表-1 に示すとおりとし、ゲート等施設の操作については、この操作規則の定めるところによる。  
また、操作の基準となる水位計は、別表-2 に示すとおりとする。

#### (操作の目的)

第二条 ゲート等施設の操作は、五反田川放水路 (以下「放水路」という。) を通じて多摩川水系五反田川の流水を分流し、環境に配慮し安全に多摩川へ直接放流することによって平瀬川水系の洪水の防止を図り、五反田川放水路の適切な維持管理を行うことを目的とする。

#### (用語の定義)

第三条 この操作規則において「機側操作」とは、ゲート等施設に設置した操作盤において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、放水路 (分流部および放流部) 管理棟内等の操作室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

#### (操作の基本方針)

第四条 ゲート等施設の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) ゲート等施設の操作は、遠隔操作を主たる操作方法とする。
- (2) 分流部管理棟において測定した五反田川の水位 (以下「五反田川水位」という。) が細則で定める水位以上であるときは、放水路へ全量分流となるようにすること。
- (3) 五反田川水位が細則で定める水位未満であるときは、五反田川に全量流下となるようにすること。

### 第二章 ゲート等施設の操作の方法等

#### (はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第五条 多摩区役所道路公園センター長 (以下「所長」という。) は、五反田川の流水を確実に放水路へ取入れる時、さらに放水路に流入し満水、又は満水になることが予想される時は、五反田川の流水を多摩川に直接放流するために次の各号に定めるところにより、ゲート等施設を操作するものとする。

- (1) 放水路に全量分流する時は、本川締切ゲートを「全閉」とするものとする。
- (2) 多摩川に放流する時は、放流樋門ゲートを「全開」とするものとする。

- (3) 多摩川外水位が細則で定める水位を超過している場合において、その水位が細則で定める水位を下回り、多摩川への放流を行う場合は、放流樋門ゲートを「全開」とした後、流入規制ゲートを「全開」、本川締切ゲートを「全閉」とするものとする。
- 2 前項第(1)号の状態において洪水が終了したと判断され、放水路への流入を停止する時は、本川締切ゲートを細則に定める開度にし、転倒堰を復帰するものとする。
- 3 第1項第(3)号の状態において放水路への流水がなくなり、多摩川への放流を停止する時は放流樋門ゲートを「全閉」するものとする。

(はん濫危険水位以上の洪水時の操作方法)

第六条 所長は、放流先である多摩川の治水安全を確保するために次の各号に定めるところにより、ゲート等施設を操作するものとする。

- (1) 多摩川外水位が細則で定める水位を超過している時は、多摩川への放流操作を行ってはならない。
- (2) 前条第1項第(2)号の状態において、多摩川外水位が細則で定める水位を超過した時には、本川締切ゲートを「全開」、流入規制ゲートを「全閉」した後、放流樋門ゲートを「全閉」するものとする。
- 2 前項の各操作においては、ゲート上下流あるいは放水路内外水位に注意しながら行うものとする。

(はん濫危険水位以上時の機側操作等について)

第七条 所長は、前条の「遠隔操作」が故障等の原因により不可能となり、操作を機側で行っている場合において、五反田川水位が細則で定める水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき、又は多摩川外水位が細則で定める水位を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、機側操作員の退避後においては、遠隔操作が復帰し操作可能な場合のみ、第六条に準じた操作を行うものとする。

(平常時における操作の方法)

第八条 所長は、河川環境への影響、治水対策に配慮し、平常時は次の各号に定めるところによりゲート等施設を操作するものとする。

- (1) 五反田川下流域の確実な治水対策及び維持管理流量を確保するため、細則で定めるところにより、本川締切ゲートは開度調整を行うものとし、流入規制ゲートは「全開」、放流樋門ゲートは「全閉」としておくものとする。
- (2) 放水路内に残水があるときは、残水排除するために排水ポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 前号により排水ポンプを運転している場合において、排水処理が終了したときは排水ポンプの運転を停止するものとする。

(操作方法の特例)

第九条 所長は、故障その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、第三条、第五条及び、第六条の規定以外の操作をすることができるものとする。

(通知及び周知)

第十条 所長は、ゲート等施設を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作等に関する記録)

第十一条 所長は、ゲート等施設を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲート等施設の名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第九条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となる事項

### 第三章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第十二条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制にはいるものとする。

- (1) 五反田川水位が細則に定める水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 川崎市防災情報により台風や大雨の予測・予兆が発生されたとき。
- (3) 川崎市内に洪水警報が発表されたとき。
- (4) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第十三条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) ゲート等施設を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) ゲート等施設及びゲート等施設を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) ゲート等施設の管理上必要な気象及び水象の観測、関係部署との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他ゲート等施設の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水が終了したとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなつたときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第四章 雑則

##### (点検及び整備)

第十五条 所長は、ゲート等施設及びゲート等施設を操作するための機械、器具等については点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

##### (観測)

第十六条 所長は、五反田川水位、本川締切ゲートの直上流の水位、川崎市内の雨量観測所地点における降雨量その他ゲート等施設を操作するため必要な事項について、観測するものとする。

##### (記録の作成と保存)

第十七条 所長は、ゲート等施設の点検に関する事項について記録を作成し、保存するものとする。

##### (細則)

第十八条 本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

#### 附則

本操作規則は、令和6年3月31日から施行する。

別表一 五反田川放水路ゲート等施設の名称及び所在地

ゲート等施設の名称	操作規則における名称	所在地
五反田川本川締切ゲート	本川締切ゲート	川崎市多摩区生田 8 - 3 地内
五反田川流入規制ゲート	流入規制ゲート	同上
多摩川放流樋門ゲート	放流樋門ゲート	川崎市多摩区登戸新町 451 番地

別表二 操作の基準となる水位観測所又は水位計の名称及び所在地

観測所又は水位計の名称	操作規則における名称	所在地
五反田川本川水位計	五反田川水位	川崎市多摩区生田 8 - 3 地内
五反田川放水路分流立坑水位計	分流立坑水位	同上
多摩川放流樋門外水位計	多摩川外水位	多摩区登戸新町 451 番地

# 五反田川放水路操作規則 <細則>

## 第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 「五反田川放水路ゲート操作規則」(以下「規則」という。)の操作細則は以下の通りとする。

(操作の基本方針)

- 第2条
1. 規則第四条第1項(2)号に規定する五反田川水位は、AP+27.150メートルとする。
  2. 規則第四条第1項(3)号に規定する五反田川水位は、AP+26.507メートルとする。

## 第二章 ゲート等施設の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

- 第3条
1. 規則第五条第1項(3)号に規定する多摩川外水位は、AP+24.189メートルとする。
  2. 規則第五条第2項に規定する本川締切ゲートの開度は河床より+0.41メートル「開」(中間開度)とする。

(はん濫危険水位以上の洪水時の操作方法)

- 第4条
1. 規則第六条第1項(1)号に規定する多摩川外水位は、AP+24.189メートルとする。
  2. 規則第六条第1項(2)号に規定する多摩川外水位は、AP+24.189メートルとする。

(はん濫危険水位以上時の機側操作等について)

- 第5条
1. 規則第七条に規定する五反田川水位は、AP+28.900(計画高水位)メートルとする。
  2. 規則第七条に規定する多摩川外水位は、AP+24.189(放流規制水位)メートルとする。

(平常時における操作の方法)

- 第6条
1. 規則第八条第1項(1)号とは、平常時における本川締切ゲートの開度を河床より+0.41メートル「開」(中間開度)とし、15m<sup>3</sup>/s以下の河川水を全量流下させることとする。

(通知及び周知)

- 第7条
1. 規則第十条における通知する関係機関は次のとおりとする。
    - ・国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所管理課
    - ・国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩出張所
    - ・神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター工務課
    - ・神奈川県警多摩警察署
    - ・狛江市役所総務部安心安全課

## 第三章 警戒体制

(警戒体制の実施)

- 第8条
1. 規則第十二条第1項第(1)号に規定する五反田川水位は、AP+26.507メートルとする。
- 附則
- ・本操作細則は、令和6年3月31日から施行する。

神奈川県海岸法に関する陸閘等の操作規則

（定義）

第 1 条 神奈川県海岸法に関する陸閘等の操作規則（以下「操作規則」という。）において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年11月7日政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号）において使用する用語による。

（目的）

第 2 条 この操作規則は、海岸法第14条の2第1項の規定に基づき、海岸法施行規則第5条の6で定めるところにより、神奈川県が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

（常時閉鎖施設と操作を要する施設）

第 3 条 陸閘については、車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

2 前項ただし書に規定する施設を除く操作施設（この条及び次条第2項において「常時閉鎖施設」という。）は別表第1に定める。

3 常時閉鎖施設を開門した者は、車両、船舶等が通行した後に閉鎖しなければならない。

4 操作施設の管理者は、常時閉鎖施設の周辺において、前項に規定する事項を記載した書面を明示しなければならない。

（操作の基準）

第 4 条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。

(1) 操作施設の所在地に震度5弱以上の地震が観測されたとき。

(2) 操作施設の所在地に別表第2に定める気象警報・注意報が発表されたとき。

(3) 前2号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。

(1) 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。

(2) 操作施設の所在地の別表第2に示す気象警報・注意報が解除されたとき。

(3) 前2号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第1項第3号及び第2項第3号の操作は、神奈川県から操作に従事する者への指示により行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は別表第2に定める。

（操作の方法）

第 5 条 操作は、安全かつ確実に行われていることを確認するとともに、操作施設ごとに定められた操作方法に基づき操作するものとする。

2 操作施設の操作は、安全確保の観点から、原則として2人以上の組で行うものとする。

3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に神奈川県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。

4 操作施設の操作は、別表第3に定める施設の操作を優先して行うものとする。ただし、災害時の状況等これによりがたい場合は、この限りではない。

(操作に従事する者の安全の確保)

第6条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに神奈川県に報告しなければならない。

4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、別表第4に定める頻度で行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第8条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年に1回以上行うものとする。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第9条 操作施設の操作の際に、海岸利用者、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、周知、安全な避難誘導その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第10条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この操作規則は、平成30年3月5日より施行する。

附 則

この操作規則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この操作規則は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この操作規則は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1（第3条関係）

施設名	所在地
湘南港海岸 江の島地区	
江の島大橋こう門	藤沢市片瀬海岸1-15地先
湯河原海岸 吉浜地区	
門扉No11	足柄下郡湯河原町吉浜1356

別表第2（第4条関係）

施設名	所在地	操作基準
三浦海岸(全15箇所)	三浦市南下浦町	1 地震時
上宮田地区門扉No 2	上宮田1225地先	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報、津波警報又は大津波警報(以下「津波注意報等」という。)を発表した時、門扉を閉鎖する。
門扉No 3	上宮田1197地先	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
門扉No 4	上宮田1450地先	
門扉No 5	上宮田1462地先	
門扉No 5 A	上宮田3322地先	
門扉No 5 B	上宮田3313地先	
門扉No 6	上宮田3322地先	
菊名地区 門扉No 7	菊名1089地先	2 高潮及び波浪時
門扉No 8	菊名1270地先	(1) 気象庁が三浦市に高潮警報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
金田地区 門扉No 9	金田198地先	(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
門扉No10	金田1018地先	
門扉No11	金田1908地先	
門扉No12	金田1909地先	
門扉No13	金田1925地先	
門扉No14	金田1925地先	
鎌倉海岸(全3箇所)	鎌倉市	1 地震時
由比ガ浜地区門扉No 1	長谷 2-22	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉を閉鎖する。
門扉No 2	坂ノ下14	(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
門扉No 3	坂ノ下15	
		2 高潮及び波浪時
		(1) 気象庁が鎌倉市に高潮注意報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。
		(2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。

<p>湘南港海岸(全1箇所) 江の島地区 江の島大橋こう門</p>	<p>藤沢市 片瀬海岸1-15地 先</p>	<p>1 地震時 (1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉を閉鎖又は閉鎖状況を確認する。 (2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認する。 2 高潮及び波浪時 (1) 気象庁が藤沢市に高潮警報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖又は閉鎖状況を確認する。 (2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認する。</p>
<p>大磯海岸(全1箇所) 大磯地区 12号門扉</p>	<p>大磯町 大磯1982</p>	<p>1 地震時 (1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報等を発表した時、門扉を閉鎖する。 (2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。 2 高潮及び波浪時 (1) 気象庁が大磯町に高潮警報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。 (2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p>
<p>大磯港海岸(全11箇所) 大磯地区 1号門扉 2号門扉 3号門扉 4号門扉 5号門扉 6号門扉 7号門扉 8号門扉 9号門扉 10号門扉 11号門扉</p>	<p>大磯町 大磯1406 大磯1422 大磯1441 大磯1451 大磯1456 大磯1708 大磯1716 大磯1713 大磯1713 大磯1713 大磯1989</p>	<p>1 地震時 (1) 1号門扉から9号門扉については、気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報を発表した時、必要に応じて、門扉を閉鎖する。10号門扉及び11号門扉については、気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報を発表した時、門扉を閉鎖する。 (2) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波警報又は大津波警報を発表した時、門扉を閉鎖する。 (3) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害情報を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p>

		<p>2 高潮及び波浪時</p> <p>(1) 1号門扉から9号門扉については、気象庁が大磯町に高潮警報又は波浪警報を公表した時、必要に応じて、門扉を閉鎖する。10号門扉及び11号門扉については、気象庁が大磯町に高潮警報又は波浪警報を公表した時、門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p>
<p>小田原海岸(全12箇所)</p> <p>前川地区 門扉No 1</p> <p>門扉No 2</p> <p>門扉No 3</p> <p>門扉No 4</p> <p>門扉No 5</p> <p>門扉No 6</p> <p>門扉No 7</p> <p>国府津地区門扉No 1</p> <p>門扉No 3</p> <p>門扉No 5</p> <p>門扉No 6</p> <p>門扉No 7</p>	<p>小田原市</p> <p>前川523</p> <p>前川510</p> <p>前川482</p> <p>前川426</p> <p>前川393-5</p> <p>前川325</p> <p>前川256</p> <p>国府津 4-3-5</p> <p>国府津 3-8-8</p> <p>国府津 3-11-25</p> <p>国府津 3-16-13</p> <p>国府津 2-7-10</p>	<p>1 地震時</p> <p>(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報等を公表した時、門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p> <p>2 高潮及び波浪時</p> <p>(1) 気象庁が小田原市に高潮注意報又は波浪警報を公表した時、門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p>
<p>湯河原海岸(全15箇所)</p> <p>吉浜地区 門扉No 1</p> <p>門扉No 2</p> <p>門扉No 3</p> <p>門扉No 4</p> <p>門扉No 6</p> <p>門扉No 7</p> <p>門扉No 8</p> <p>門扉No 9</p> <p>門扉No 10</p> <p>門扉No 11</p> <p>門扉No 12</p> <p>門扉No 13</p> <p>門川地区 門扉No 1</p> <p>門扉No 2</p> <p>門扉No 3</p>	<p>足柄下郡湯河原町</p> <p>吉浜913</p> <p>吉浜918</p> <p>吉浜929</p> <p>吉浜951</p> <p>吉浜954</p> <p>吉浜954</p> <p>吉浜984</p> <p>吉浜999</p> <p>吉浜1012</p> <p>吉浜1356</p> <p>吉浜1396</p> <p>吉浜1576-1</p> <p>吉浜1576-2</p> <p>吉浜1576-2</p> <p>吉浜1576-2</p>	<p>1 地震時</p> <p>(1) 気象庁が相模湾・三浦半島(神奈川県沿岸)に津波注意報等を公表した時、門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p> <p>2 高潮及び波浪時</p> <p>(1) 気象庁が湯河原町に高潮警報又は波浪警報を公表した時、門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) 気象庁が高潮警報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。</p>

別表第3（第5条関係）

優先順位	施設名	所在地
三浦海岸(全15箇所)		三浦市南下浦町
1	上宮田地区 門扉No 2	上宮田1225地先
2	〃 門扉No 3	上宮田1197地先
3	〃 門扉No 4	上宮田1450地先
4	〃 門扉No 5	上宮田1462地先
5	〃 門扉No 5 A	上宮田3322地先
6	〃 門扉No 5 B	上宮田3313地先
7	〃 門扉No 6	上宮田3322地先
8	菊名地区 門扉No 7	菊名1089地先
9	〃 門扉No 8	菊名1270地先
10	金田地区 門扉No 9	金田198地先
11	〃 門扉No10	金田1018地先
12	〃 門扉No11	金田1908地先
13	〃 門扉No12	金田1909地先
14	〃 門扉No13	金田1925地先
15	〃 門扉No14	金田1925地先
鎌倉海岸(全3箇所)		鎌倉市
1	由比ガ浜地区 門扉No 1	長谷 2-22
2	〃 門扉No 2	坂ノ下14
3	〃 門扉No 3	坂ノ下15
湘南港海岸(全1箇所)		藤沢市
1	江の島地区	片瀬海岸 1-15地先 ※常時閉鎖
大磯海岸(全1箇所)		大磯町
1	大磯地区 12号門扉	大磯1982
大磯港海岸(全11箇所)		大磯町
1	大磯地区 11号門扉	大磯1989
2	〃 10号門扉	大磯 1713
3	〃 4号門扉	大磯 1451
4	〃 2号門扉	大磯 1422
5	〃 3号門扉	大磯 1441
6	〃 5号門扉	大磯 1456
7	〃 6号門扉	大磯 1708
8	〃 7号門扉	大磯 1716
9	〃 8号門扉	大磯 1713
10	〃 9号門扉	大磯 1713
11	〃 1号門扉	大磯 1406

小田原海岸(全12箇所)			小田原市
1	前川地区	門扉No 1	前川523
2	〃	門扉No 2	前川510
3	〃	門扉No 3	前川482
4	〃	門扉No 4	前川426
5	〃	門扉No 5	前川393- 5
6	〃	門扉No 6	前川325
7	〃	門扉No 7	前川256
8	国府津地区	門扉No 1	国府津 4-3-5
9	〃	門扉No 3	国府津 3-8-8
10	〃	門扉No 5	国府津 3-11-25
11	〃	門扉No 6	国府津 3-16-13
12	〃	門扉No 7	国府津 2-7-10
湯河原海岸(全15箇所)			足柄下郡湯河原町
1-1	吉浜地区	門扉No 8	吉浜984
1-2	〃	門扉No 7	吉浜9541
1-3	〃	門扉No 6	吉浜954
1-4	〃	門扉No 4	吉浜951
1-5	〃	門扉No 3	吉浜929
1-6	〃	門扉No 2	吉浜918
1-7	〃	門扉No 1	吉浜913
2-1	〃	門扉No 9	吉浜999
2-2	〃	門扉No10	吉浜1012
2-3	〃	門扉No11	吉浜1356 ※常時閉鎖
2-4	〃	門扉No12	吉浜1396
2-5	〃	門扉No13	吉浜1576- 1
2-6	門川地区	門扉No 1	吉浜1576- 2
2-7	〃	門扉No 2	吉浜1576- 2
2-8	〃	門扉No 3	吉浜1576- 2

別表第4 (第7条関係)

施設名	所在地	訓練の頻度
三浦海岸(全15箇所)	三浦市南下浦町	机上又は実地訓練 : 年1回
上宮田地区門扉No 2	上宮田1225地先	
門扉No 3	上宮田1197地先	
門扉No 4	上宮田1450地先	
門扉No 5	上宮田1462地先	
門扉No 5 A	上宮田3322地先	

<p>門扉No 5 B 門扉No 6 菊名地区 門扉No 7 門扉No 8 金田地区 門扉No 9 門扉No10 門扉No11 門扉No12 門扉No13 門扉No14</p>	<p>上宮田3313地先 上宮田3322地先 菊名1089地先 菊名1270地先 金田198地先 金田1018地先 金田1908地先 金田1909地先 金田1925地先 金田1925地先</p>	
<p>鎌倉海岸(全3箇所) 由比ガ浜地区門扉No 1 門扉No 2 門扉No 3</p>	<p>鎌倉市 長谷 2-22 坂ノ下14 坂ノ下15</p>	<p>机上又は実地訓練 : 年1回</p>
<p>大磯海岸(全1箇所) 大磯地区 12号門扉</p>	<p>大磯町 大磯1982</p>	<p>机上又は実地訓練 : 年1回</p>
<p>大磯港海岸(全11箇所) 大磯地区 1号門扉 2号門扉 3号門扉 4号門扉 5号門扉 6号門扉 7号門扉 8号門扉 9号門扉 10号門扉 11号門扉</p>	<p>大磯町 大磯1406 大磯1422 大磯1441 大磯1451 大磯1456 大磯1708 大磯1716 大磯1713 大磯1713 大磯1713 大磯1989</p>	<p>机上又は実地訓練 : 年1回</p>
<p>小田原海岸(全12箇所) 前川地区 門扉No 1 門扉No 2 門扉No 3 門扉No 4 門扉No 5 門扉No 6 門扉No 7 国府津地区門扉No 1 門扉No 3 門扉No 5 門扉No 6</p>	<p>小田原市 前川523 前川510 前川482 前川426 前川393- 5 前川325 前川256 国府津 4- 3- 5 国府津 3- 8- 8 国府津 3-11-25 国府津 3-16-13</p>	<p>机上又は実地訓練 : 年1回</p>

門扉No 7	国府津 2-7-10	
湯河原海岸(全15箇所)	足柄下郡湯河原町	机上又は実地訓練 : 年 1 回
吉浜地区 門扉No 1	吉浜913	
門扉No 2	吉浜918	
門扉No 3	吉浜929	
門扉No 4	吉浜951	
門扉No 6	吉浜954	
門扉No 7	吉浜954	
門扉No 8	吉浜984	
門扉No 9	吉浜999	
門扉No10	吉浜1012	
門扉No11	吉浜1356	
門扉No12	吉浜1396	
門扉No13	吉浜1576- 1	
門川地区 門扉No 1	吉浜1576- 2	
門扉No 2	吉浜1576- 2	
門扉No 3	吉浜1576- 2	

※ 湘南港海岸（江の島地区）は常時閉鎖施設のため、訓練は行わない。

小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程

(定義)

第 1 条 小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程 (以下「操作規程」という。) において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)、海岸法施行令 (昭和 31 年 11 月 7 日政令第 332 号) 及び海岸法施行規則 (昭和 31 年 11 月 10 日農林省・運輸省・建設省令第 1 号) において使用する用語による。

(目的)

第 2 条 この操作規程は、海岸法第 14 条の 3 第 4 項の規定に基づき、海岸法施行規則第 5 条の 7 で定めるところにより、小田原市が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(操作の基準)

第 3 条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。

- (1) 操作施設の所在地に震度 5 弱以上の地震が観測されたとき。
- (2) 操作施設の所在地に別表第 1 に定める気象警報・注意報が発表されたとき。
- (3) 前 2 号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢を解除する。

- (1) 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
- (2) 操作施設の所在地の別表第 1 に示す気象警報・注意報が解除されたとき。
- (3) 前 2 号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定に関して、操作施設の操作基準は別表第 1 に定める。

(操作の方法)

第 4 条 操作は、安全かつ確実に行われていることを確認するとともに、操作施設ごとに定められた操作方法に基づき操作するものとする。

2 操作施設の操作は、安全確保の観点から、原則として 2 人以上の組で行うものとする。

3 操作施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に神奈川県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。

4 操作施設の操作は、別表第 2 に定める施設の操作を優先して行うものとする。ただし、災害時の状況等これによりがたい場合は、この限りではない。

(操作に従事する者の安全の確保)

第 5 条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに神奈川県に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。

4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第6条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、別表第3に定める頻度で行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第7条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を年に1回以上行うものとする。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第8条 操作施設の操作の際に、海岸利用者の安全を確保するため、周知、安全な避難誘導その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第9条 この操作規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この操作規程は、令和5年3月3日より施行する。

附 則

この操作規程は、令和6年4月17日より施行する。

別表第1（第3条関係）

施設名	所在地	呼称名	操作基準
小田原海岸（全11箇所）	小田原市		1 地震時
小八幡地区 門扉 No1	小八幡 3-17	池谷モーター	(1) 気象庁が相模湾・三浦半島（神奈川県沿岸）に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）を発表した時、門扉を閉鎖する。 (2) 気象庁が津波注意報等を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
門扉 No2	小八幡 2-14	宮の前バス停	
門扉 No3	小八幡 2-31	魚利商店	
門扉 No4	小八幡 2-25	サングレイス国府津 Sea	
酒匂地区 門扉 No5	酒匂 4-13	塩事業センター	
門扉 No6	酒匂 4-10	ダイアパレス西湘南	
門扉 No7	酒匂 4-3	酒匂浜公園	
門扉 No8	酒匂 3-15	浜住宅西	
東町地区 門扉 No9	東町 4-9	小田原東高等学校第2グラウンド西	
門扉 No10	東町 2-9	山王小学校東	
門扉 No11	東町 2-8	山王小学校西	
小田原漁港海岸（全12箇所）	小田原市		2 高潮及び波浪時
東町地区 門扉 No12	東町 2-3	山王公民館	(1) 気象庁が小田原市に高潮注意報又は波浪警報を発表した時、門扉を閉鎖する。 (2) 気象庁が高潮注意報及び波浪警報を解除した後に、門扉の被害状況を確認し、安全を確認した後に、門扉を開放する。
浜町地区 門扉 No13	浜町 4-19	北條稲荷	
門扉 No14	浜町 4-16	古新宿竜宮神社先	
門扉 No15	浜町 4-11	お台場東	
門扉 No16	浜町 3-9	天王社	
門扉 No17	浜町 3-8	早瀬商店	
門扉 No18	浜町 3-17	袖ヶ浜	
本町地区 門扉 No19	本町 3-3	袖ヶ浜西	
門扉 No20	本町 3-8	プール東	
門扉 No21	本町 3-9	プール中央	
門扉 No22	本町 3-15	プール西	
門扉 No23	本町 4-8	御幸浜西入口	

## 別表第2（第4条関係）

優先順位	施設名	所在地	呼称名
小田原海岸（全11箇所）		小田原市	
1	小八幡地区門扉No 1	小八幡3-17	池谷モーター
2	〃 門扉No 2	小八幡2-14	宮の前バス停
3	〃 門扉No 3	小八幡2-31	魚利商店
4	〃 門扉No 4	小八幡2-25	サングレイス国府津Sea
1	酒匂地区門扉No 8	酒匂3-15	浜住宅西
2	〃 門扉No 7	酒匂4-3	酒匂浜公園
3	〃 門扉No 6	酒匂4-10	ダイアパレス西湘南
4	〃 門扉No 5	酒匂4-13	塩事業センター
1	東町地区門扉No 9	東町4-9	小田原東高等学校第2グラウンド西
2	〃 門扉No10	東町2-9	山王小学校東
3	〃 門扉No11	東町2-8	山王小学校西
小田原漁港海岸（全12箇所）		小田原市	
4	東町地区門扉No12	東町2-3	山王公民館
1	浜町地区門扉No13	浜町4-19	北條稻荷
2	〃 門扉No14	浜町4-16	古新宿竜宮神社先
1	〃 門扉No15	浜町4-11	お台場東
2	〃 門扉No16	浜町3-9	天王社
3	〃 門扉No17	浜町3-8	早瀬商店
4	〃 門扉No18	浜町3-17	袖ヶ浜
1	本町地区門扉No23	本町4-8	御幸浜西入口
2	〃 門扉No21	本町3-9	プール中央
3	〃 門扉No20	本町3-8	プール東
4	〃 門扉No19	本町3-3	袖ヶ浜西
—（常時閉）	〃 門扉No22	本町3-15	プール西

別表第3（第6条関係）

施設名	所在地	呼称名	訓練の頻度
小田原海岸（全11箇所）	小田原市		机上又は実地訓練 ：年1回
小八幡地区門扉No 1	小八幡3-17	池谷モーター	
門扉No 2	小八幡2-14	宮の前バス停	
門扉No 3	小八幡2-31	魚利商店	
門扉No 4	小八幡2-25	サングレイス国府津Sea	
酒匂地区門扉No 5	酒匂4-13	塩事業センター	
門扉No 6	酒匂4-10	ダイアパレス西湘南	
門扉No 7	酒匂4-3	酒匂浜公園	
門扉No 8	酒匂3-15	浜住宅西	
東町地区門扉No 9	東町4-9	小田原東高等学校第2グラウンド西	
門扉No10	東町2-9	山王小学校東	
門扉No11	東町2-8	山王小学校西	
小田原漁港海岸（全12箇所）	小田原市		
東町地区門扉No12	東町2-3	山王公民館	
浜町地区門扉No13	浜町4-19	北條稲荷	
門扉No14	浜町4-16	古新宿竜宮神社先	
門扉No15	浜町4-11	お台場東	
門扉No16	浜町3-9	天王社	
門扉No17	浜町3-8	早瀬商店	
門扉No18	浜町3-17	袖ヶ浜	
本町地区門扉No19	本町3-3	袖ヶ浜西	
門扉No20	本町3-8	プール東	
門扉No21	本町3-9	プール中央	
門扉No22	本町3-15	プール西	
門扉No23	本町4-8	御幸浜西入口	



資料20（第7章第4関係）

## 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、神奈川県知事が日本放送協会横浜放送局（以下「NHK横浜放送局」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHK横浜放送局に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 神奈川県知事は、NHK横浜放送局に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 NHK横浜放送局は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県企画調整部防災消防課長及びNHK横浜放送局放送部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびNHK横浜放送局が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月1日

神奈川県知事 内 山 岩太郎

日本放送協会  
横浜放送局 秋 山 竹次郎

# 災害時における放送要請に関する協定（ラジオ日本）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、神奈川県知事が株式会社アール・エフラジオ日本（以下「ラジオ日本」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、ラジオ日本に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 神奈川県知事は、ラジオ日本に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 ラジオ日本は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県企画調整部防災消防課長及びラジオ日本報道部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびラジオ日本が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年10月8日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月8日

神奈川県知事 内山 岩太郎

株式会社 ラジオ日本 佐々木 秀雄  
取締役社長

# 災害時における放送要請に関する協定（テレビ神奈川）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、神奈川県知事が株式会社テレビ神奈川（以下「テレビ神奈川」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、テレビ神奈川に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 神奈川県知事は、テレビ神奈川に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 テレビ神奈川は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、神奈川県環境部防災消防課長及びテレビ神奈川報道部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびテレビ神奈川が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和47年6月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和47年6月9日

神奈川県知事 津田 文悟

株式会社テレビ神奈川  
代表取締役社長 菅井 栄一郎

# 災害時における放送要請に関する協定（横浜エフエム）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、神奈川県知事が横浜エフエム放送株式会社（以下「横浜エフエム」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 神奈川県知事は、法律第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電機通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、横浜エフエムに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 神奈川県知事は、横浜エフエムに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 テレビ神奈川は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県環境部防災消防課長及び横浜エフエム編成報道部報道課長を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事および横浜エフエムが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和61年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和61年4月1日

神奈川県知事 長 洲 一 二

横浜エフエム放送株式会社 上 野 豊  
代表取締役社長

## 水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準

## 1. 横浜地方気象台が発表する警報及び注意報

## (種類及び発表基準について)

横浜地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び神奈川県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される (別表 1 の基準に到達することが予想される場合)
	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される (別表 1 の基準に到達することが予想される場合)
	レベル 5 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	レベル 3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル 4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される (別表 2 の基準に到達することが予想される場合)
	レベル 5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	レベル 3 大雨警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される (別表 1 の基準に到達することが予想される場合)
	レベル 4 大雨危険警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される(別表 1 の基準に到達することが予想される場合)
	レベル 5 大雨特別警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される (別表 1 の基準に到達することが予想される場合)
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 高潮注意報	レベル 2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される
水防活動用 洪水注意報	レベル 2 大雨注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される (別表 1 の基準に到達することが予想される場合)

※ 1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される

## 2. 津波に関する警報、情報及び予報

### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

#### ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ. 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

### (2) 津波情報

#### ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

### 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、資料-172（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

### 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

#### イ. 津波情報の留意事項等

##### ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

##### ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

##### ③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

##### ④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### (3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

##### 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(神奈川県津波予報区)

津波予報区	区域
東京湾内湾 (トウキョウワンナイワン)	千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)、東京都(特別区に限る。)、神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)
相模湾・三浦半島 (サガミワンミウラハントウ)	神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。)



神奈川県内の津波予報区分図

別表1 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表一覧表

（東京都気象台管内）		横浜地方気象台		中部		西部		京都	
発表警報		相模川		三浦半島		相模川		相模川	
一次観測区域		相模川		三浦半島		相模川		相模川	
市町村等をまとめた地域		相模川		三浦半島		相模川		相模川	
レベL5大雨	以下の①又は②は満たし、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合 ①流域雨量指数が別紙1-1のレベL5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30mm以上まっすぐに出現 ②流域雨量指数が別紙1-1のレベL5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20mm以上まっすぐに出現	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まっすぐに出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL5高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位が別紙4のレベL5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くことが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
大雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により大雪を伴う暴風が吹くことが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
凍雨	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により凍雨が降り続くことが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①流域雨量指数が別紙1-1のレベL4大雨特別警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1-1のレベL4大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まっすぐに出現し、さらに激しい雨が降り続くことが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2のレベL4土砂災害特別警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間未満までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL4高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位が別紙4のレベL4高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1又は別紙1-2のレベL3大雨特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2のレベL3土砂災害特別警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間未満までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL3高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位が別紙4のレベL3高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
暴風（平均風速）	陸上 25m/s、海上 25m/s	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
暴風（平均風速）	陸上 25m/s、海上 25m/s、雪を伴う	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
大雪	陸上 25m/s、海上 25m/s、雪を伴う	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
波浪（波浪高さ）	3.0m	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数の組み合わせが別紙1-1又は別紙1-2のレベL2大雨特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-3のレベL2土砂災害特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
レベL2高潮	水位（高潮予報区間に係る）又は潮位が別紙4のレベL2高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
強風（平均風速）	陸上 12m/s、海上 12m/s	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
風雪（平均風速）	陸上 12m/s、海上 12m/s、雪を伴う	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
大雪	陸上 12m/s、海上 12m/s、雪を伴う	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
波浪（波浪高さ）	1.5m	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
霧	霧層等により視程が予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
凍結（凍結）	陸上 100m、東気流 500m、相模川 500m	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
なだれ	最小傾度35%表功速度55%	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
低温	夏期：最低気温16℃以下が観測継続 冬期：最低気温-5℃以下	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
霜	最低気温4℃以下 露凍期	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川
霧氷・雪害	雪（霧氷）が予想される場合	相模川	相模川	三浦半島	三浦半島	相模川	相模川	相模川	相模川

別紙1-1～1-4、別紙2-1～2-3、別紙3、別紙4については、気象庁ホームページに記載されている  
警報・注意報発表基準一覧（神奈川県） <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kanagawa.html>

別紙3

別表2 高潮特別警報及び危険警報基準

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	三次細分区域	基準面 (TP,MSL,標高)	特別警報 (潮位:m)	危険警報 (潮位:m)	
					新基準	新基準	
東部	横浜・川崎	川崎市		TP	3.1	2.6	
		横浜市北部		TP	3.9	2.5	
		横浜市南部		TP	2.8	2.2	
	三浦半島	横須賀市	東京湾側		TP	2.3	1.8
			相模湾側		TP	2.5	2.0
		三浦市	東京湾側		TP	4.5	3.0
			相模湾側		TP	2.7	2.2
		葉山町		TP	4.6	4.0	
		逗子市		TP	2.3	1.8	
		鎌倉市		TP	3.5	1.4	
	湘南	藤沢市		TP	2.8	2.3	
		茅ヶ崎市		TP	4.8	4.2	
		平塚市		TP	4.1	3.6	
		大磯町		TP	4.1	3.0	
		二宮町		TP	9.0	6.0	
西部	西湘	小田原市		TP	5.0	4.3	
		真鶴町		TP	4.0	2.7	
		湯河原町		TP	6.4	6.0	

※レベル3高潮警報、レベル2高潮注意報は、浸水被害の恐れがある状況からリードタイムをとって発表

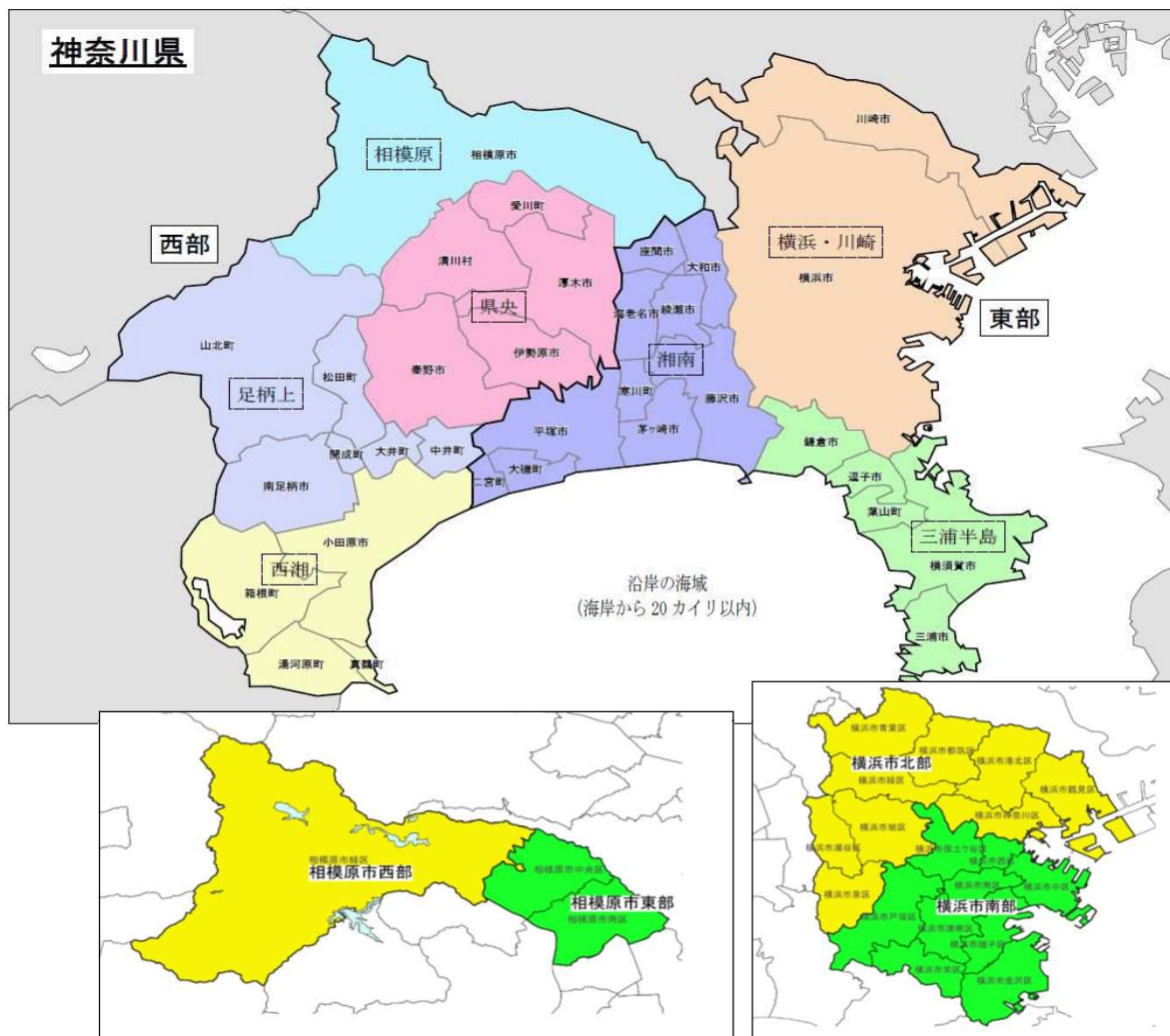
レベル3高潮警報: 浸水被害の恐れがある状況となる約12時間前までに発表

レベル2高潮注意報: 浸水被害の恐れがある状況となる約18時間前までに発表

## 2 予報や警報・注意報の地域細分

横浜地方気象台が発表する予報や警報・注意報の地域細分は次のとおりである。

予報や警報・注意報の地域細分図



府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域)
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市北部、横浜市南部 川崎市
		湘南	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 寒川町 大磯町 二宮市
		三浦半島	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町
	西部	相模原	相模原市東部、相模原市西部
		県央	秦野市 厚木市 伊勢原市 愛川町 清川村
		足柄上	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
		西湘	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町

注意報・警報は、市町村を対象に区域(沿岸の海域を含む)に分けて発表する

## 水 防 準 備 配 備 規 程

＜水 防 本 部 用＞

（趣 旨）

第1条 この規程は、気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)第16条の規程のうち大雨注意報及び氾濫注意報（以下「注意報」と総称する。）等が発せられた場合その他特別の事情がある場合における水防準備配備班の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（水防準備配備班の設置）

第2条 県土整備局に、水防準備配備班（以下「準備班」という。）を置く。

2 準備班は、警戒配備体制の事前活動としての災害の未然防止、情報の収集等の活動を行うことを任務とする。

（構成員等）

第3条 準備班の構成員は、総務室、県土整備経理課、建設業課、用地課、都市計画課、技術管理課、環境共生都市課、交通政策課、都市整備課、都市公園課、道路企画課、道路管理課、道路整備課、河港課、砂防課、下水道課、住宅計画課、公共住宅課、建築指導課、建築安全課及び営繕計画課に勤務する職員をもって充てる。

2 前項の規定に関わらず、課長、その他やむを得ない理由がある職員は、準備班の構成員に充てないことができる。

3 第1項に定める構成員の中から、厚木土木事務所津久井治水センター又は横浜川崎治水事務所川崎治水センターの体制に必要と認められる職員を配置する。

（班の種類及び構成）

第4条 準備班の種類及び構成は、別に定める。

（準備班の体制）

第5条 準備班は、次の各号のいずれかに該当する場合には、準備配備につかなければならない。

- (1) レベル2大雨注意報が発表された場合。
- (2) レベル2氾濫注意報が発表された場合。
- (3) レベル2高潮注意報が発表された場合。
- (4) 津波注意報が発表された場合。
- (5) ダム担当については、城山ダム又は三保ダムにおいてダム放流警報要領における第2警戒体制に入り、洪水調節が行われる場合又は予想されると河港課長が判断した場合。
- (6) 海岸港湾担当については、東京湾沿岸又は相模灘沿岸において、レベル5高潮氾濫発生情報を発表する場合又は発表が予想されると防災なぎさ担当課長が判断した場合。

2 県土整備局長は、情報の判断により準備班を増減することができる。

（準備体制の解除）

第6条 準備班は、次の各号のいずれかに該当する場合は、準備配備を解除することができる。

- (1) 気象庁予報警報規程第16条の規程による注意報が解除された場合。
- (2) 防災なぎさ担当課長が準備配備の必要がないと認めた場合。
- (3) ダム担当については、城山ダム及び三保ダムにおいて洪水調節が終了し放流量の増加が見込まれないと河港課長が判断した場合。

- (4) 海岸港湾担当については、東京湾沿岸及び相模灘沿岸において高潮氾濫発生情報解除を  
発表し防災なぎさ担当課長が準備配備の必要がないと認めた場合。

(出 動)

第7条 準備班の構成員は、準備配備についた時は、水防準備配備等に必要な事項を記載し、班長の  
指示に従い任務につかなければならない。

2 準備班の構成員は、出張、休暇等で出動できないときは、代行者を定め、班長の指示を受け  
るものとする。

3 第1項の規定は、代行者について準用する。

(班長の責務)

第8条 準備班の班長は、準備配備についたときは、班の構成員を指揮し、事務のとりまとめを行う  
ものとする。

2 準備班の班長は、その任務が終わったときは、水防配備復命書を作成し、すみやかに防災なぎ  
さ担当課長に報告しなければならない。

(執務場所)

第9条 準備班の執務場所は、水防室とする。

(構成員の異動等による措置)

第10条 防災なぎさ担当課長は、準備班の構成員が人事異動等により欠けるに至った場合は、補欠要  
員のうちから後任者を定めるものとする。

2 防災なぎさ担当課長は、前項の規定により後任者を定めたときは、その氏名等を当該所属の  
課長に報告しなければならない。

(補 則)

第11条 この規定に定めるもののほか、準備班の設置等に関し必要な事項は、防災なぎさ担当課長が  
定める。

附 則

この規程は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

- 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため緊急性、非代替性、公共性の3要件の観点から、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対して、災害派遣を要請します（詳細は「自衛隊災害派遣要請マニュアル」に定めます）。

<参考：補足>

- ・ 3要件（緊急性・非代替性・公共性）を的確に的確に把握し、自衛隊に伝えることが、円滑な災害派遣に繋がる。
- ・ 3要件とは、差し迫った必要性があること（緊急性）、部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと（非代替性）、公共の秩序を維持する観点において妥当性があること（公共性）のことをいう。
- ・ 市町村長の災害派遣要請を待たず、知事の判断で派遣要請することもある。（災害対策基本法第68条の2により市町村長の災害派遣要請の要求を認めているが、自衛隊法第83条第1項により要請権は知事が有しているため）

要請範囲は概ね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の捜索活動
- ・ 水防活動
- ・ 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療・救護・防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地／ N T T 電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291/2809 内線 (404/728)
	第1師団長	東京都練馬区北町 4-1-1 03(3933)1161/2807 内線 (2750/2757)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線 (2256/2237)

- ・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地／ N T T 電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町 1 丁目 無番地 046(822)3500/2814 内線 (2222/2223)
県内海岸地域 主として航空機を 必要とする場合	第4航空群 司令	第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/2815 内線 (2241/2245)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

【出典；第2編 風水害対策編、第3章 災害時の応急活動計画、第15節 広域的応援体制】

